

護佐丸歴史資料図書館建設基本計画

報告書

平成 25 年 3 月
中城村教育委員会

目 次

第1章 本計画の概要	
1. 本計画の目的と内容	1
2. 検討体制	2
3. 本村における「ごさまる（護佐丸）」の位置付け	3
第2章 中城村の現状	
1. 中城村の沿革	5
2. 中城村の自然と社会条件	8
3. 中城村の公共施設の現状	12
第3章 計画条件の整理	
1. 敷地候補地の検討	16
第4章 護佐丸歴史資料図書館基本構想	
1. 中城村の課題からみた必要機能の抽出	19
2. 基本コンセプト	20
3. 施設整備の基本方針	24
第5章 各部基本計画	
1. 歴史資料館利用運営計画	25
2. 図書館利用運営計画	32
3. 防災施設利用運営計画	42
4. 施設整備計画	45
第6章 管理運営計画	
1. 管理運営計画の基本的な考え方	59
2. 管理運営計画	60
3. 整備スケジュール、概算事業費	68
4. 今後の課題	70
参考資料	71



イメージパース

第1章 本計画の概要

1. 本計画の目的と内容

(1) 計画の目的

中城村は近年において、那覇市や沖縄市への通勤圏域という都市近郊性を活かし、第三次総合計画で目標としていた 18,000 人を昨年に達成し、さらに人口は増加傾向にある。

一方で豊かな自然と世界遺産にも登録されている「中城城跡」をはじめとする特色ある文化や伝統を有しており、琉球の歴史上最も著名な武将である中城城主「護佐丸」をはじめとする地域素材から醸成される地域への誇りと愛着をもてる環境の整備を推進していく必要性が出てきている。これを実現するために、「護佐丸」関連の情報展示施設の整備を検討することとし、さらにこれに村の長年の課題となっている村立図書館を併設することで、公共性が高く村民に利用されるような施設とすることが重要である。

また、当計画地周辺には、臨海部でありながら津波災害時の緊急避難スペースが整備されていないこと、加えて先の東日本大震災の経験からも、災害に対する安全な機能を内包した施設を整備する必要がある。

以上のようなことから、展示物や図書などをつうじて地域の歴史文化を学ぶ歴史資料館と防災タワーの機能を併せ持つ複合施設を建設するための基本構想・基本計画を作成する。

(2) 検討内容

基本計画策定にあたっては、以下の内容について検討を行った。

- ①候補地の比較検討
- ②必要機能の検討
- ③基本方針の設定
- ④建築各部計画
- ⑤利用運営計画
- ⑥整備スケジュール、概算事業費の算定

2. 検討体制

基本計画策定にあたっては、中城村に關係する学識経験者、行政担当者による「建設検討委員会」を開催し、計画内容について検討を行った。委員は以下のとおりである。

建設検討委員会委員名簿（順不同）

氏名	所属	備考
知念 勇	中城村文化財保護審議会委員	学識経験者、委員長
村吉 則雄	中城村文化財保護審議会委員	学識経験者
仲村 春吉	中城村文化財保護審議会委員	学識経験者
福地 江美子	前読谷村立図書館館長	学識経験者
渡嘉敷 真整	社会教育委員議長	社会教育委員
佐渡山 安信	社会教育委員副議長	社会教育委員
比嘉 光子	村婦人連合会長	社会教育委員
比嘉 正豊	副村長	村職員、副委員長
安里 直子	教育長	村職員
比嘉 忠典	総務課長	村職員
与儀 忍	企画課長	村職員
新垣 正	都市建設課長	村職員

建設検討委員会（基本計画）の開催日程

開催回	日時	主な議題
第1回	平成 24 年 9 月 27 日(木)	委員委嘱状交付、敷地選定について
第2回	平成 24 年 10 月 25 日(木)	基本コンセプト、必要機能の検討
第3回	平成 24 年 11 月 29 日(木)	事例視察、各部基本計画(案)
第4回	平成 25 年 1 月 31 日(木)	建物平面計画、各部基本計画(案)
第5回	平成 25 年 3 月 6 日(水)	報告書(案)の確認

3. 本村における「ごさまる（護佐丸）」の位置付け

（1）護佐丸とは

護佐丸は、唐名（中国名）を毛国鼎（もうこくてい）といい、恩納村にある山田グスクの城主の子として生まれたが、その生年は不明である。父の後を継ぎ山田城主となり、中山陣営として北山に対する防衛最前線を受け持った。1416年に尚巴志の命を受けて、今帰仁グスクを攻め落として北山勢力を滅ぼすと、山田グスクでの防衛の必要性がなくなり、耕地が多く貿易を行うのに適した港を抱えている読谷に座喜味グスクを築いて移ったといわれている。その後、王の命令により勝連で勢力を伸ばしつつあった勝連按司に対抗するため、中城グスクに拠点を移した。城づくりの名人といわれた護佐丸は、中城グスクの三の郭と北の郭を増築して、阿麻和利の攻撃に備えていた。1458年に阿麻和利の讒言により王府軍に攻められると、護佐丸は王に楯突くことができないとして妻子とともに自害した。しかしその際、三男の盛親だけは乳母に連れられ逃げ延びた。のちに護佐丸の謀反の疑いが晴れ、盛親も王府の要職につき、その子孫は末広がり、一門から多くの三司官（大臣）を派出し繁栄していったと伝えられている。

（2）護佐丸の功績

護佐丸は、のちに要職についた毛氏一門の影響もあってか、英雄として語り継がれている。なかでもその功績・意義は大きく4点に整理できる。

① 世界遺産を今に残した英雄

護佐丸が居城した座喜味城跡（読谷村）及び本村の中城城跡は、ともに世界遺産となっている。護佐丸は築城家としても有名であり、地域の誇る文化遺産とともに、護佐丸の歴史物語が現在に語り継がれている。世界遺産を現在に残した琉球・沖縄の数少ない英雄のひとりである。

② 県内の歴史資源とのネットワーク

護佐丸の活躍した時代は、三山に分かれた琉球が統一されていく形成期である。護佐丸も山田グスク、座喜味グスク、中城グスクと拠点を移しただけでなく、中山（首里グスク）の尚巴志との連携、北山（今帰仁グスク）との攻防、勝連グスクの阿麻和利との対立など、琉球各地の文化遺産や歴史人物との関係を持っており、その影響は奄美諸島にまで及んでいる。護佐丸という人物像をつうじて、グスク・古琉球時代における文化遺産とのネットワークを結ぶことが可能となる。

③ 中城村内における歴史資源のネットワーク

中城村には、護佐丸が居城した中城城跡だけでなく、その東側の台グスクの切り立った崖下には墓も建立されている。また、本村の丘陵地を通る旧道はハンタ（崖・端）道と呼ばれ、中城グスクと首里城とを結ぶ約3里（12キロ）で結ぶ当時の幹線道であったといわれ、里道として現存している。「護佐丸・阿麻和利の乱」においても首里王府軍が通った「戦の道」とも言われており、歴史上重要な役割を果たしてきたと考えられている。このように本村には護佐丸やその歴史的事象に関連する資源が分布しており、護佐丸を核とした歴史ネットワークを図ることができる。

④ 組踊等の芸能の上演

護佐丸については、玉城朝薰の「二童敵打」（護佐丸敵打）の組踊「護佐丸・阿麻和利の乱」が1719年の尚敬王の冊封の時、重陽の宴で初演された。以来長く演じられ、廃藩置県後、沖縄各地で演じられるようになった。

組踊は昭和47（1972）年国指定の重要無形文化財に指定され、平成22（2010）年11月にユネスコの無形文化遺産にも登録され、世界に発信できる伝統文化の代表的な存在となった。さらに近年は創作組踊、芝居など、護佐丸を題材とした新たな芸能も生まれており、護佐丸の物語は地域の伝統文化の継承に大きく寄与している。

（3）本村の動向

本村では、平成21年3月より、護佐丸（ごさまる）の名にちなみ5月30日を「ごさまるの日」として制定している。その目的は、先人達が残した豊かな歴史と文化、自然に対する関心と理解を深め、もって次世代への伝統文化の継承と、村民の郷土を愛する心を育むことにある。

これをふまえ、本村では護佐丸の歴史的功績や村内に分布する歴史文化遺産を学び、活用しながら、伝統文化の継承や地域活動への展開が求められており、本基本計画で位置付けられる歴史資料図書館は、その拠点施設として機能していく必要がある。

なお、本計画における歴史資料図書館は、護佐丸に由来する複合施設として計画するものであり、以後、本書ではそれにちなみ「（仮称）ごさまる館」として表記する。

第2章 中城村の現状

1. 中城村の沿革

(1) 概要

中城村は沖縄本島中部にあり、西側は宜野湾市、北側が北中城村、南側が西原町に隣接し、中城湾に面した場所にある。沖縄本島の幹線道路である国道329号が村を縦断しており、その東側は海拔10m以下の沖積低地となっている。村の総面積は15.46平方キロメートル、南北に7.5キロ、東西に3.5キロあり、そのうち農用地が37%、宅地が13%、原野が16%となっている。

中城村で最も古い遺跡は喜石原遺跡で、3千5百年前のものとされる。グスク時代になると、台グスク、新垣グスクなどがあらわれる。当時は沖縄本島各地で按司（アジ）と呼ばれる地域のリーダーが互いに闘争しており、やがて中山、南山、北山の三つにまとめられたあと、1429年に尚巴志が琉球王国としての統一王朝を誕生させた。中城が歴史に大きく登場するのはそれから30年後の1458年に起きた「護佐丸・阿麻和利の乱」である。本村にはこの護佐丸が築城し、「護佐丸・阿麻和利の乱」の舞台となった中城城跡があり、現在は世界遺産のひとつとなっている。琉球王国時代の中城間切は、王府にとって大切な地域であり、王子の直轄領とされた。

明治12（1879）年の廃藩置県以降は、明治29（1896）年中頭郡に所属、そして明治41（1908）年の島嶼町村制で中城間切の12箇ムラ（字）と現北中城村域の11箇ムラ（字）の計23箇ムラ（字）で中城村が成立した。昭和20（1945）年の沖縄戦後、村は米軍施設によって南北に分断されることにより、昭和21（1946）年5月に北部11字を北中城村として分村した。

復帰後、軍用地のない本村は産業の振興に力を注ぎ、農業はサトウキビ中心から花卉、野菜、果樹など都市近郊型農業へと移行している。産業では海岸沿いにはアルミなどの工場が稼動し、沖縄電力の吉の浦火力発電所も建設されている。また文化面では、村の観光資源の核となる中城城跡及び周辺の県営公園整備計画が着々と進み、南上原土地区画整理事業で学園都市としてのイメージが高まり、さらに住環境と文化交流の拠点づくりを進めている。

(2) 中城村の文化財

1) 指定文化財

本村には、世界遺産「中城城跡」をはじめ、国指定1件（中城城跡）、県指定4件、村指定7件の文化財が分布する。また、文化財には指定されずとも村内各字には、拝所や井戸、地域の伝統行事や芸能が点在している。

中城村の指定文化財

指定区分	分類	名称	登録・指定年月日
世界遺産	文化遺産(遺跡)	中城城跡(なかぐすくじょうあと) 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」	平成12年12月2日
国指定文化財	史跡	中城城跡(なかぐすくじょうせき)	昭和47年5月15日
県指定文化財	名勝	中城城跡	昭和30年1月25日

指定区分	分類	名称	登録・指定年月日
県指定文化財	有形文化財 (建造物)	中城城跡	昭和 30 年 1 月 25 日
	無形民俗文化財	伊集の打花鼓(ターファークー)	昭和 60 年 10 月 8 日
	有形民俗文化財	安里のテラ	平成 6 年 3 月 31 日
村指定文化財	天然記念物	泊の大クワディサー	平成 9 年 3 月 7 日
	史跡	伊舎堂の三本ガジュマル	平成 9 年 3 月 7 日
	史跡	県道開削記念碑	平成 9 年 3 月 7 日
	無形民俗文化財 (民俗芸能)	津霸の獅子舞	平成 9 年 3 月 7 日
	史跡	ペリーの旗立岩	平成 9 年 3 月 7 日
	有形民俗文化財	津霸の竈屋(がんや)	平成 18 年 3 月 27 日
	有形民俗文化財 (建造物)	新垣の石橋	平成 18 年 3 月 27 日

資料:『中城村の文化財～聞いて・見て・触れる文化財～』中城村教育委員会 平成 16 年 3 月

2) 護佐丸関連文化財の概要

① 中城城跡

中城城跡は中城村の北側標高 150～170m の丘陵地にある 6 つの郭からなる城(グスク)で、沖縄県内にある約 300 のグスクの中でも、当時の状況を最もよく残しているといわれている。中城村・北中城村にまたがる国指定の範囲約 11 万 m² の広大な中城城跡の内、約 9 割が中城村に属している。

グスクが築かれた年代は今のところ明確には分かっていないが、伝承によると英祖王を祖とする先中城按司の系統が数世代にわたって一の郭、二の郭、南の郭、西の郭と城の大部分を築いたといわれている。

1440 年代になると、読谷の座喜味城より護佐丸が中城に移ってきて、北の郭と三の郭を増築したといわれている。そして 1458 年に阿麻和利の策略により護佐丸が滅ぼされてしまうと、以後、中城間切は琉球王国の王子(世子)の世子領となり、一の郭には間切を治めるための番所が置かれ、明治期になると番所は役場と名称を変え、1945 年 4 月の沖縄戦で役場が焼け落ちるまで、城は継続して使用された。

1972 年 5 月 15 日、国の史跡に指定され、1995 年度から発掘調査や石積修復工事などの保存修理事業が行われている。2000 年 12 月に世界遺産に登録された。



中城城跡

②護佐丸の墓

台グスクの南側斜面にあり、沖縄で一番古い亀甲墓といわれている。現在の墓は 1686 年に、護佐丸から 8 代目の子孫である豊見城親方盛定が、首里王府から土地を拝領し造ったものといわれている。それまでは、現在の墓から東側 50m ほど行ったところにあった。護佐丸の子孫は毛氏を名乗り、この墓には初代の護佐丸夫婦から 7 代目盛常夫婦までの遺骨が納められ、8 代目（盛定）から那覇の豊見城家の墓に納骨されている。



護佐丸の墓

③歴史の道（ハンタ道）

中城村の丘陵地を通る旧道はハンタ（崖・端）道と呼ばれ、琉球王国時代首里城を最短距離、約三里（約 12km）で結ぶ当時の幹線道であったといわれ、里道として現存している。1458 年に起きた「護佐丸・阿麻和利の乱」で首里王府軍が通った「戦の道」とも言われており、歴史上重要な役割を果たしてきたと考えられている。1853 年 5 月にペリー提督一行の調査ルートもハンタ道が使われ、「ペリーの旗立岩」の足跡を残している。

2. 中城村の自然と社会条件

(1) 自然

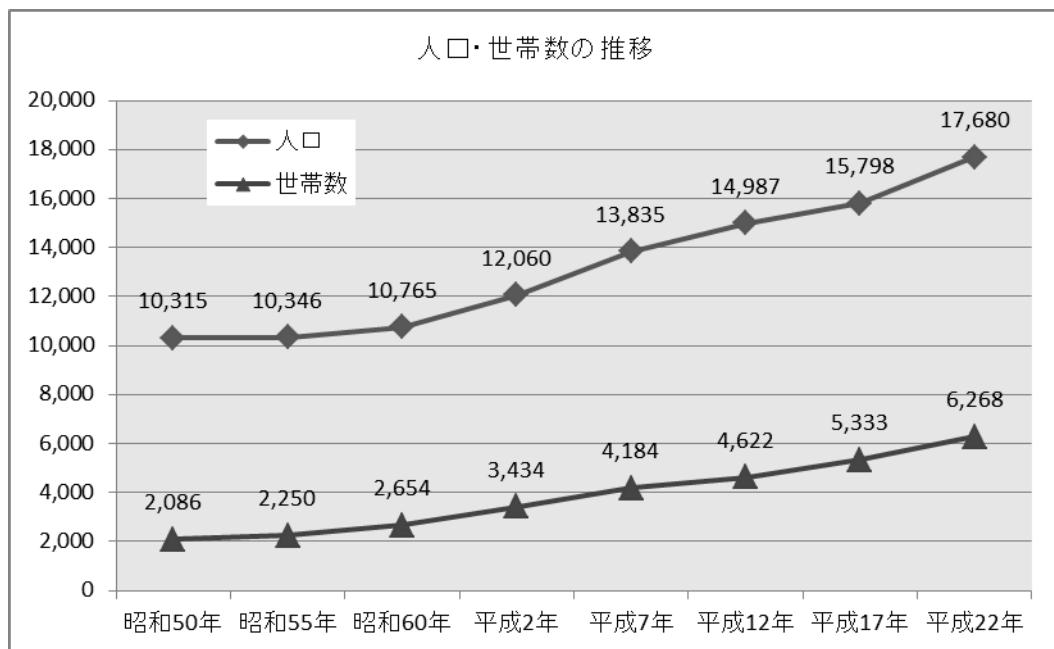
本村の中央部を南北に小さな起伏の丘陵が走り、南に糸蒲山、中央に上武当岳、北に台城岳がある。地形は平坦部、斜面部、台地部の三つで形成され、ほぼ長方形になっている。

地質は大きく分けて古い順から島尻層群、琉球泥灰岩および沖積層の3種類からできている。

(2) 社会条件

1) 人口、世帯数の推移

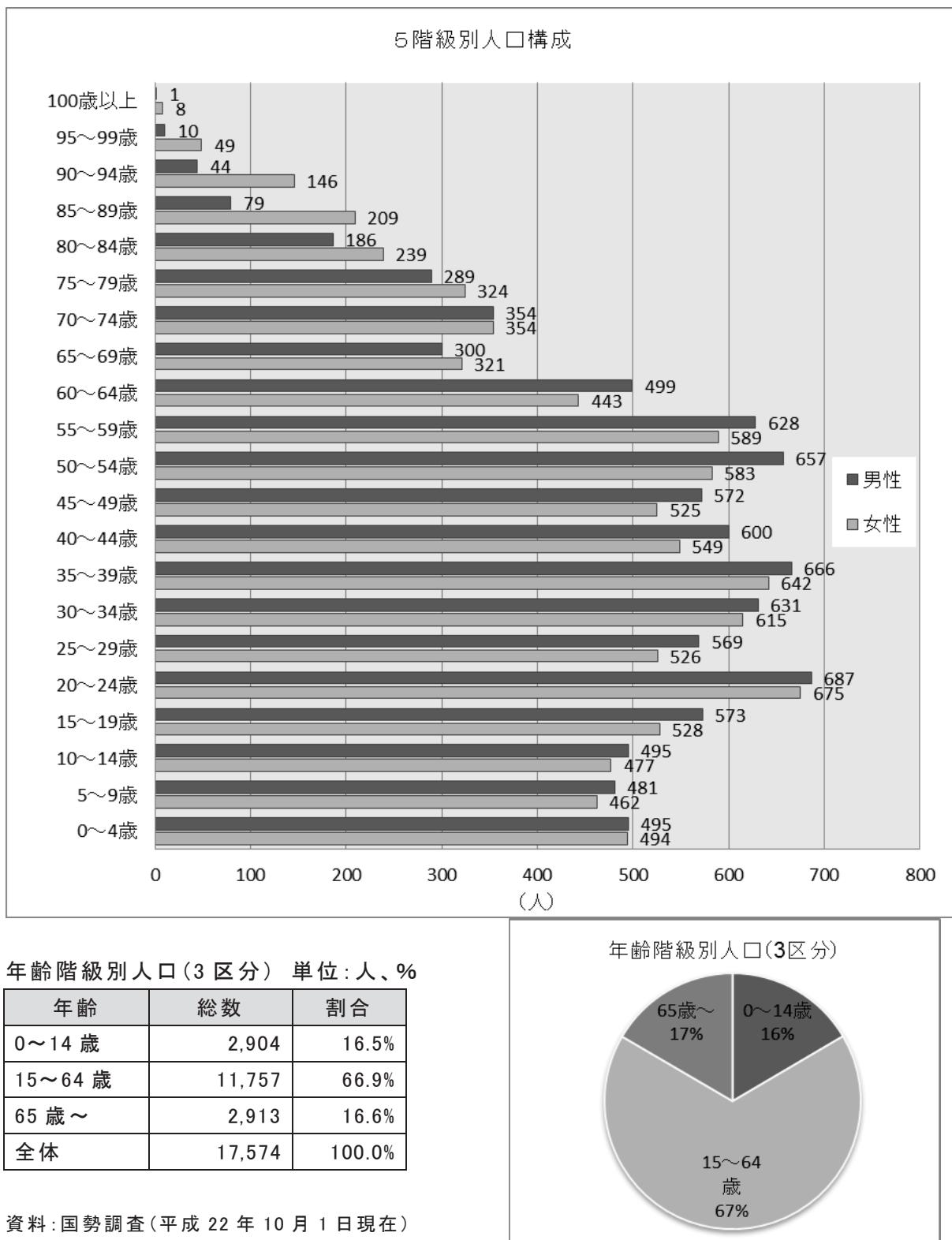
本村の人口・世帯数は、昭和50年以降緩やかに増加しており、平成22年10月時点で人口17,680人、世帯数6,268戸となっている。一世帯あたりの人数は減少傾向にあり、昭和50年の4.94人(10,315人/2,086戸)に対し、平成22年は2.82人(17,680人/6,268戸)となっている。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2) 年齢階級別人口

本村の年齢階級別人口構成は、以下のグラフのとおりである。0～14歳、15～64歳、65歳以上の3区分にした場合、0～14歳が16.5%、15～64歳が66.9%、65歳以上が16.6%であり、若年者と高齢者が同じ比率となっている。



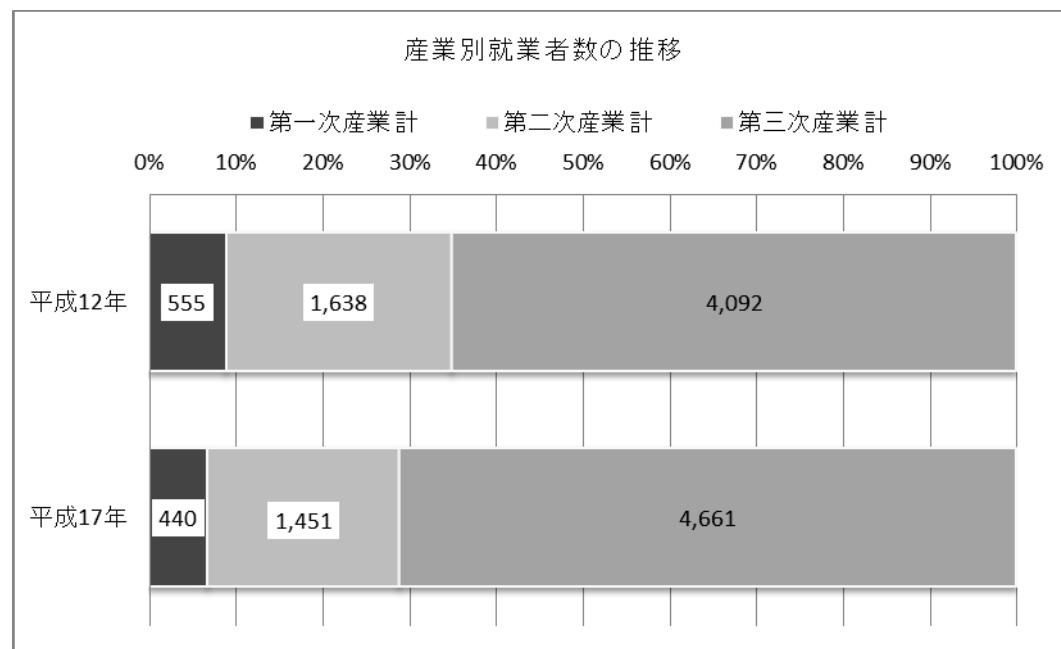
3) 産業構成

本村の産業別就業者数は第三次産業が最も多く、平成17年は全体の71%を占め、そのうちサービス業が40.5%となっている。平成12年からの推移をみると、第一次産業は8.8%から6.7%の減少、第二次産業は26.1%から22.1%の減少、第三次産業は65.1%から71%の増加となっている。

産業別就業者数の推移

単位：人、%

区分	平成12年				平成17年			
	総数	男	女	構成	総数	男	女	構成
農業	522	386	136	8.3	409	321	88	6.2
林業・狩猟業	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
漁業・水産養殖業	33	30	3	0.5	31	31	0	0.5
第一次産業 計	555	416	139	8.8	440	352	88	6.7
鉱業	4	2	2	0.1	3	1	2	0.0
建設業	1,201	1,086	115	19.1	1,033	915	118	15.7
製造業	433	267	166	6.9	415	261	154	6.3
第二次産業 計	1,638	1,355	283	26.1	1,451	1,177	274	22.1
卸売・小売業	1,341	621	720	21.3	1,177	579	598	17.9
金融・保健・不動産	134	65	69	2.1	131	65	66	2.0
運輸・通信業	366	324	42	5.8	383	321	62	5.8
電気・ガス・水道業	23	20	3	0.4	38	34	4	0.6
サービス業	1,935	912	1,023	30.8	2,658	1,188	1	40.5
公務	293	183	110	4.7	274	186	88	4.2
第三次産業 計	4,092	2,125	1,967	65.1	4,661	2,373	2,288	71.0
分類不能の産業	0	0	0	0.0	10	7	3	0.2
合計	6,285	3,896	2,389	100.0	6,562	3,909	2,653	100.0



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

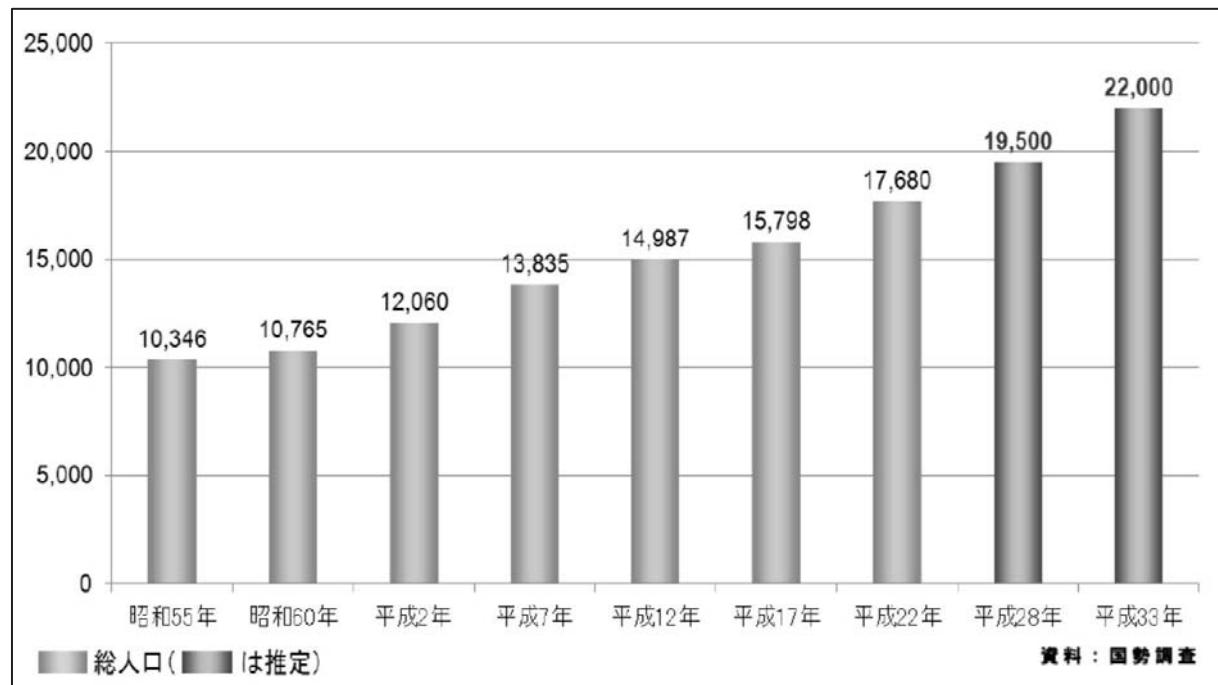
4) 「中城村第四次総合計画」における将来の計画人口

「中城村第四次総合計画」によると、基本構想の計画期間は平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度の 10 年間に設定されている。そのうち目標年度における将来の計画人口は 22,000 人と位置付けられている。

「中城村第四次総合計画」における将来の計画人口

平成 22 年（現況）	平成 28 年	平成 33 年
17,680 人	19,500 人	22,000 人
現況	前期基本計画目標年度	基本構想目標年度

総合計画における推定人口



資料：「中城村第四次総合計画」

3. 中城村の公共施設の現状

(1) 中城村の公共施設

本村の公共施設は以下のとおりである。

またその他に本村には 21 の集落があり、23 地区の自治会公民館がある。

中城村の公共施設

施設名	所在地
中城村役場	中城村字当間 176 番地
中城村議会事務局	中城村字当間 176 番地
中城村上下水道課	中城村字当間 176 番地
中城村教育委員会	中城村字安里 190 番地
中城村民体育館・吉の浦公園	中城村字安里 190 番地
吉の浦会館	中城村字安里 187 番地 1
吉の浦保育所	中城村字当間 847 番地 1
第三保育所(平成 25 年 3 月閉校)	中城村字新垣 529 番地
地域子育て支援センター	中城村字当間 847 番地 1
なかよし児童館	中城村字当間 847 番地 1
中城幼稚園	中城村字屋宜 240 番地 1
津霸幼稚園	中城村字津霸 1182 番地
中城小学校	中城村字屋宜 239 番地
中城小学校北上原分校(平成 25 年 3 月閉校)	中城村字北上原 439 番地
津霸小学校	中城村字津霸 1174 番地
津霸小学校南上原分校(平成 25 年 3 月閉校)	中城村字南上原 800 番地
中城中学校	中城村字屋宜 741 番地 1
中城村学校給食共同調理場	中城村字奥間 376 番地 6
中城城跡協同管理協議会	北中城村字大城 503 番地
中城北中城清掃事務組合	北中城村渡口 2496 番地
青葉苑(ごみ処理場)	中城村字伊舍堂 787 番地
青海苑(し尿処理場)	北中城村渡口 2496 番地
中城村老人福祉センター	中城村字添石 236 番地
中城村社会福祉協議会	中城村字添石 236 番地
中城北中城消防本部	北中城村字大城 404 番地
宜野湾警察署津霸駐在所	中城村字津霸 1396 番地
宜野湾警察署伊舍堂駐在所	中城村字伊舍堂 193 番地
中城浜漁港	中城村字浜 885 番地
中城郵便局	中城村字当間 140 番地 10
中城村商工会	中城村字屋宜 140 番地 5
中城南小学校(平成 25 年 4 月開校)	中城村字南上原 800 番地

資料：中城村HP(平成 25 年 2 月現在)

(2) 吉の浦公園の施設の概要

吉の浦公園には、吉の浦会館、中城村民体育館、陸上競技場、テニスコート、野球場があり、村民の文化やスポーツ活動の場として活用されている。吉の浦会館には、多目的ホール、会議室、研修室等があり、平成23年度には施設全体で52,830人の利用があった。中城村民体育館では、バスケットボール、バレー、バドミントン、卓球及び軽スポーツを楽しむことができる。体育館及び屋外の競技場の利用は、平成23年度には全体で28,144人の利用がなされた。

吉の浦公園内体育施設一覧

施設名	施設内容	規模	収容人数	備考
吉の浦会館	多目的ホール	459 m ²	約 500 席	観覧席 264 席
	中会議室	90 m ²	48 名	
	小会議室	67 m ²		
	和室	67 m ²		畳間 40 畳
	調理室	46 m ²	46 名	
中城村民体育館	メインアリーナ	1,435 m ²		
	サブアリーナ	191 m ²		
陸上競技場	フィールド(芝生)	8,360 m ²		
	芝生観客席	3,360 m ²		
テニスコート	人口芝コート	2,840 m ²		4面
野球場	両翼	91m		
	芝生観客席	2,420 m ²		
駐車場	吉の浦会館	270 台		
	陸上競技場	200 台		

吉の浦会館施設利用状況

単位:回、時間、人

	H22 年度			H23 年度		
	回数	時間	人数	回数	時間	人数
ホール	349	2,319	50,305	402	1,937	35,282
和室	217	428	4,199	196	1,226	3,350
中会議室	368	1,032	0	358	1,612	8,741
調理場	86	147	0	73	609	1,011
小会議室	284	1,348	3,677	375	1,490	4,446
合計	1,304	5,274	0	1,404	6,874	52,830

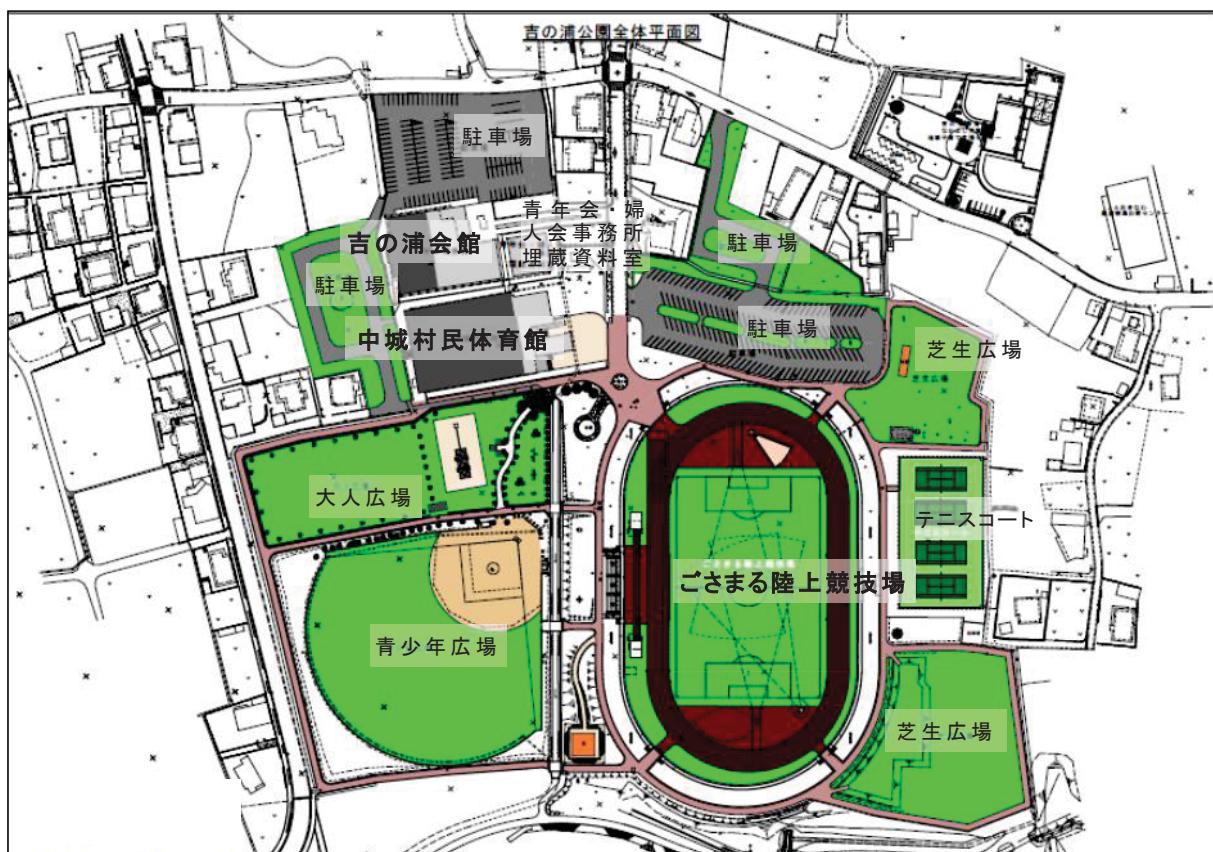
吉の浦公園利用状況

単位:回、時間、人

	H22 年度			H23 年度		
	回数	時間	人数	回数	時間	人数
中城村民体育館(メインアリーナ)	1,168	2,319	0	1,102	2,796	13,734
中城村民体育館(サブアリーナ)	209	428	0	251	573	1,084
野球場	431	1,032	0	282	785	4,982
多目的広場	85	147	0	227	739	2,244
テニスコート	647	1,348	0	849	1,989	6,100
合計	2,540	5,274	0	2,711	6,882	28,144

資料:中城村教育委員会提供

吉の浦公園全体平面図



(3) 中城村の学校教育施設

中城村には小学校 4 校(分校含む)、中学校 1 校があり、児童生徒数は小学校が 1,019 人、中学校が 444 人となっている。平成 25 年 4 月 1 日には中城南小学校が開校されることとなり、あわせて北上原分校、南上原分校が閉校となる予定である。

中城村立小中学校の概要

平成 25 年 2 月現在

区分	児童生徒数(人)			学級数	教員数 (人)	校舎 面積 (m ²)	敷地 面積 (m ²)
	男	女	計				
中城小学校	260	226	486	16	26	6,994	21,623
北上原分校	4	7	11	2	3	546	5,100
津霸小学校	218	222	440	16	19	6,351	17,228
南上原分校	40	42	82	3	5	697	5,127
小学校計	522	497	1,019	37	53	14,588	49,078
中城中学校	236	208	444	12	29	7,236	16,482

資料：中城村教育委員会提供

第3章 計画条件の整理

1. 敷地候補地の検討

(1) 施設の立地について

本計画における「(仮称) ごさまる館」は、歴史資料館、図書館、防災施設を備えた複合施設として計画する。よって村内の様々な情報が集まり、村民をはじめ幅広い人々の利用に供する施設となる。

このため、村民をはじめ村外からの利用においても利便性のよい場所に立地することが求められる。また、防災施設は津波等の災害時の避難施設としての役割ももつことから、津波浸水の危険性が高い地域を想定する必要がある。

計画対象候補地については、次頁の5か所について検討を行った。本候補地はいずれも吉の浦公園内及び隣接地に位置している。吉の浦公園周辺には吉の浦会館、体育館、陸上競技場などの施設が集積しており、村民の文化やスポーツ活動の場として活用されているため村民が訪れやすい環境であり、イベント等の利用者が集中する際には駐車場の共同利用など効率的な施設利用や運営管理が可能となる。また、吉の浦公園一帯は、「沖縄県津波被害想定検討結果」によると、「沿岸の津波浸水水位(5~10m)」にも設定されているため、本施設に防災施設を設置することで、地震や津波災害における公園利用者等の避難施設としての安全性の確保も可能となる。



(2) 候補地の比較検討

以下の候補地において、敷地規模、周辺環境、周辺交通、駐車場台数、視認性について比較検討を行った結果、候補地5を計画対象地とする。

候補地比較表

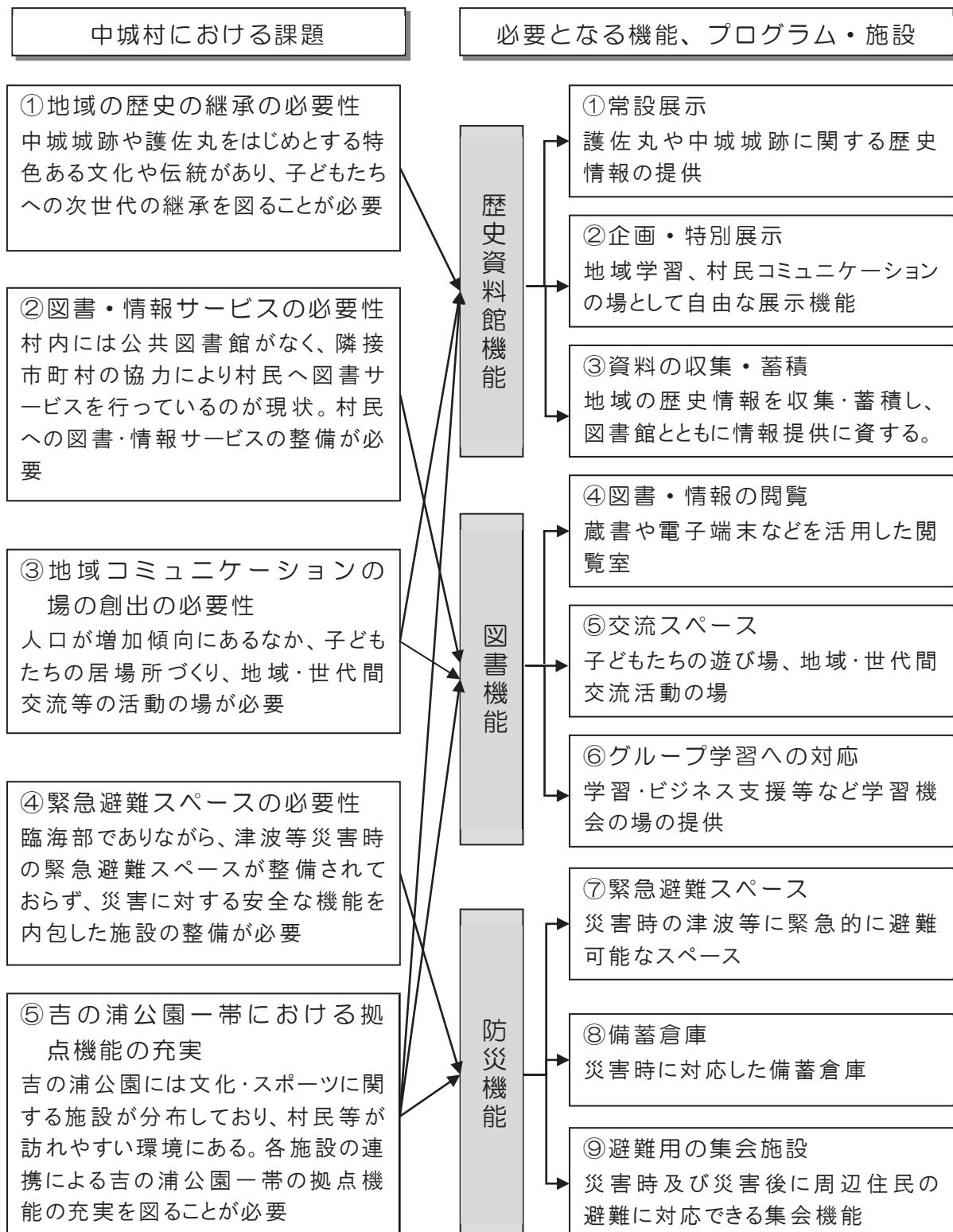
	①候補地	②候補地	③候補地	④候補地	⑤候補地					
敷地形状										
敷地規模	敷地は広く確保できる。	○	敷地は広く確保できる。	○	敷地は広く確保できる。	○	敷地内にある東屋等の撤去が必要となる。	△	敷地は広く確保できる。	○
周辺環境	海岸に近く、津波時の避難場所としては適切ではない。	×	村道に接道していて吉の浦会館と隣接している。	○	吉の浦会館と隣接している。	○	既設駐車場と隣接している。	○	村道に接道していて、吉の浦公園と隣接している。	○
周辺交通	駐車場から距離が遠い。	×	村道に接道しているため、アクセスしやすい。	○	奥まった場所なので、アクセスしにくい。	△	駐車場に隣接しているため、アクセスしやすい。	○	駐車場に隣接しているため、アクセスしやすい。	○
駐車場台数	吉の浦公園の既設駐車場台数は変わらない。	○	駐車スペースに建設するため、駐車台数が減る。	×	駐車スペースに建設するため、駐車台数が減る。	×	吉の浦公園の既設駐車場台数は変わらない。	○	十分な駐車台数は確保できる。	○
視認性	公園の奥になるので視認性は低い。	×	吉の浦会館と隣接するため、視認性は高い。	◎	吉の浦会館、村民体育館の裏側になるため、視認性は低い。	△	公園北側の駐車場の奥に立地するため、視認性はやや低い。	△	吉の浦公園と隣接するため、視認性は高い。	◎
評価	×	○	△	○	○	◎				



第4章 護佐丸歴史資料図書館基本構想

1. 中城村の課題からみた必要機能の抽出

本村における課題は大きく以下の5点に集約できる。これらをふまえて必要機能を抽出した。



2. 基本コンセプト

(1) 施設の基本的な考え方

本施設は、歴史資料館・図書館・防災施設の複合施設であり、施設全体の名称として「(仮称) ごさまる館」として位置付ける。図書館と歴史資料館は、いずれも歴史的・文化的資料や蔵書を収集し、保存し、公開・活用する役割を担っており、本村における「情報センター」として両施設の機能を連携していく必要がある。一方、防災施設はコミュニケーション施設として通常時は利活用を図る。

本施設の基本コンセプトは以下のとおりである。

①次世代への地域の歴史や文化の継承の場、人材育成に供する。

- ・ 特色ある中城村の歴史文化を学び・遊び・楽しめる施設とする。
- ・ 村内外の人材育成の場や歴史文化の情報発信の場として活用する。
- ・ 学校のカリキュラムと連携した地域学習の場とする。
- ・ 村民の文化活動の場として活用する。

②村民のコミュニケーションの場、子どもたちの居場所づくりに供する。

- ・ 子ども達が遊びながら本に触れられる居心地のよい施設とする。
- ・ 村民の身近な施設として日常的に利用される施設とする。

③村民の知的ステイタスのより所とする。

- ・ 村民の歴史文化の情報収集・発信の場として活用する。
- ・ 情報提供窓口として、他の施設との橋渡しをする機能を備える。

④地震・津波災害時等の避難場所に活用する。

- ・ 地震・津波災害時等の避難場所としての防災機能を整備する。
- ・ 災害時だけでなく、災害後にも対応できるような集会機能や備蓄機能を有する。

⑤歴史文化資源とのネットワーク化・拠点化を図る。

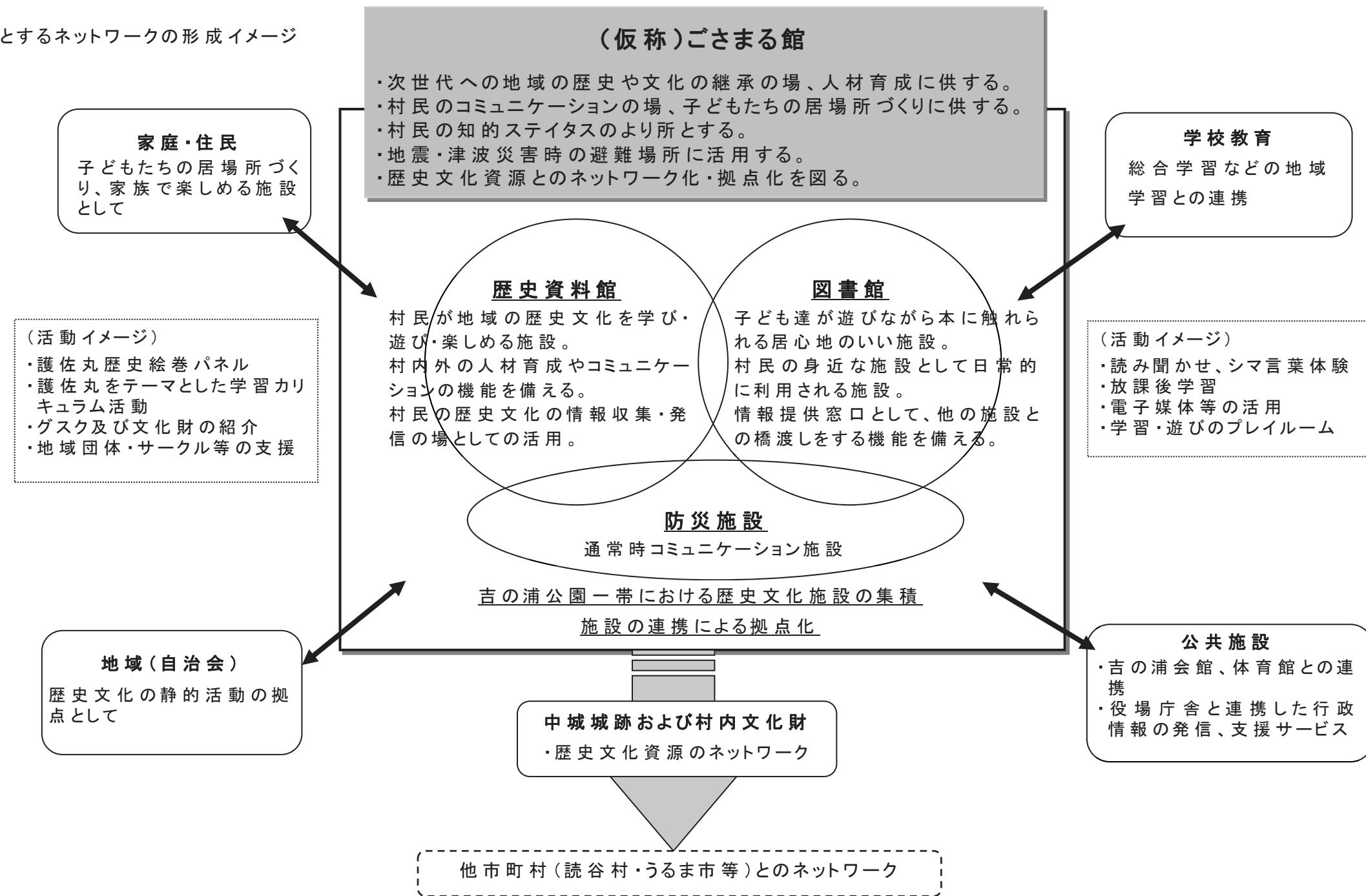
- ・ 中城城跡および村内文化財の情報の発信や関連する活動を行うことによる歴史資源のネットワークを行う。
- ・ 吉の浦公園一帯の施設の有機的連携を行い、地域の拠点化を図る。
- ・ 村内だけでなく、村外への交流を促進するサービスを提供する。

(2) 歴史文化情報の集積とネットワークの確立

本施設は複合施設として、通常時は歴史資料館と図書館が有機的に連携した上で、非常時には防災施設として機能することになる。これは吉の浦公園における歴史文化施設が集積されることはもちろんのこと、村内の家庭、地域、学校教育、公共施設とも様々な機会において連携し、地域活動を支援する役割を担うことになる。

さらには「ごさまる（護佐丸）」を中心とした歴史文化資源や他市町村との連携も促進されることが期待される。

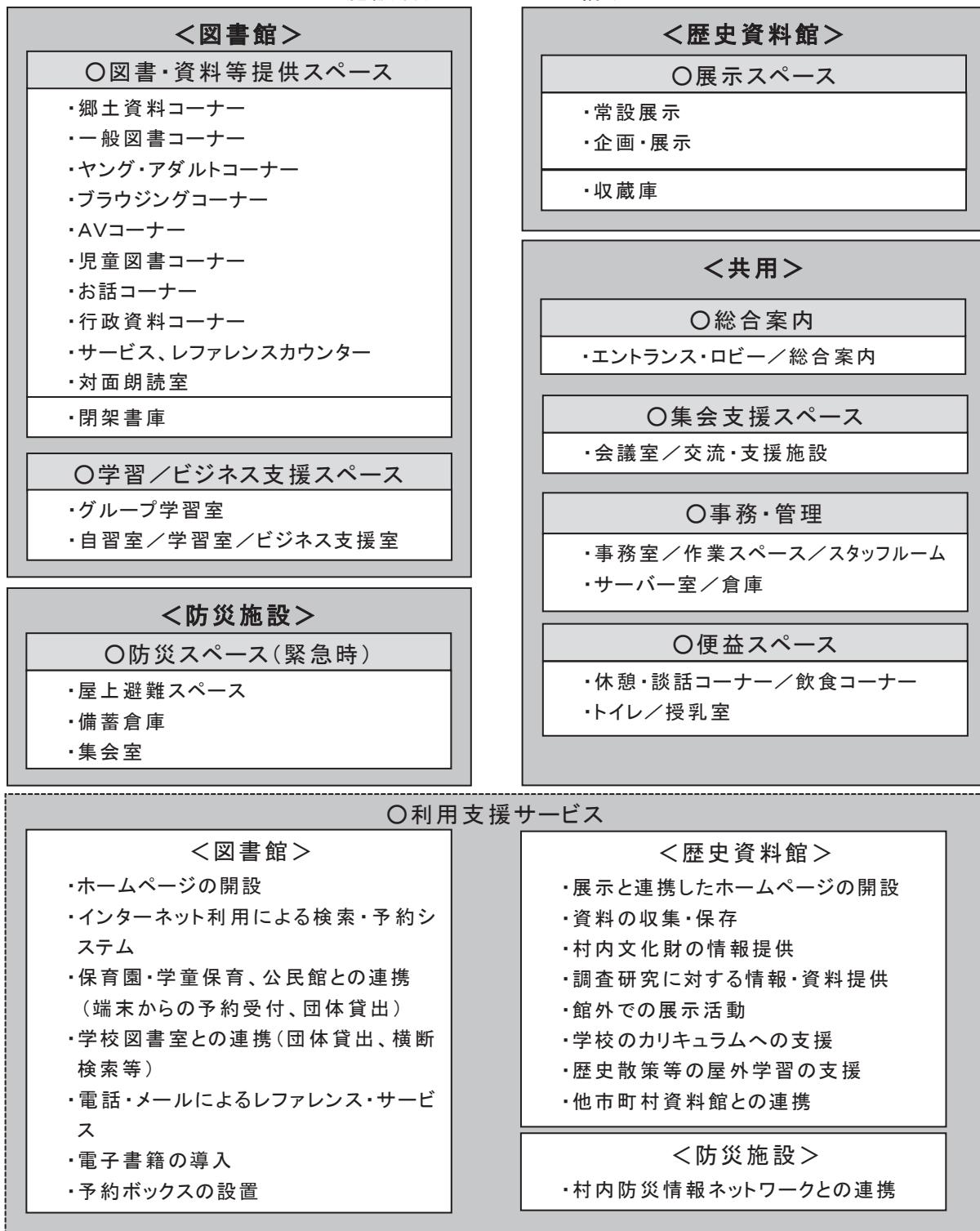
「(仮称)ごさまる館」を中心とするネットワークの形成イメージ



(3) 施設利用の考え方

施設は、歴史資料館（展示スペース）、図書館（図書・資料等提供スペース、学習・ビジネス支援スペース）、防災施設の複合施設であり、総合案内・集会等は共用利用とする。また、利用支援サービスは、情報化への対応や館外や村外へ波及する活動等が想定される。

施設利用とスペース構成



3. 施設整備の基本方針

基本コンセプトの考え方を受け、施設整備の基本的な考え方を以下の通りである。

① 中城村の地域性、周辺環境との調和を図る。

- ・（仮称）ごさまる館は、地域文化を集約し、情報発信する拠点として、地域性を表し、地域住民に親しまれる施設とする。
- ・周辺環境と調和し、吉の浦公園や各施設機能の連携・融合に配慮する。

② 全ての方が利用しやすいよう、アクセス性、利用動線に配慮する。

- ・多様な交通手段での利用に配慮し、駐車場の確保やバス停留所からのアプローチ等、シンプルかつ機能的で訪れやすい施設配置とする。
- ・長時間の利用にも快適で、安全性の確保された施設づくりをめざす。
- ・職員にとっても働きやすい施設づくりをめざす。

③ ユニバーサルデザインを基本とする。

- ・年齢や障がいの有無、言語や文化等の違いなどにかかわらず、バリアフリー や案内サイン表示等、できるだけ多くの人が利用可能なデザインとする。

④ 周辺の公共施設との連携により、相乗効果が得られる機能配置とする。

- ・歴史資料図書館として、情報の共有やネットワーク、相互利用などにより住民へのサービスに配慮し、関連する施設と一体的な利用が図れるような施設配置とする。
- ・吉の浦公園一帯における人の流れに配慮し、公園利用者などが気軽に立ち寄れる配置とする。

⑤ 整備コスト・運営コストのバランスに配慮し、将来にわたり財政負担の少ない施設を目指す。

- ・情報・資料の蓄積による将来的な収容スペースや保管機能の確保に配慮しつつ、機能の共有化による効率化や運営コストの縮減等に配慮した規模・機能とする。
- ・使用期間中のメンテナンスの容易さや、機能を維持できる耐久性を確保とともに、設備機器や情報機器の更新に柔軟に対応できるフレキシビリティの確保に配慮する。

⑥ 地震・津波災害時の避難場所として、利用者の安心・安全を確保する。

- ・多くの利用者が集まる公共施設として、耐震・耐火、その他防災性の確保、防犯面への配慮など安心・安全性が確保された施設とする。

⑦ CO₂削減、省エネルギー等、環境に配慮した施設とする。

- ・住民の多くが集まる公共施設として、環境配慮型のモデル施設となるよう省エネルギー化や循環型社会の実践に努める。

第5章 各部基本計画

1. 歴史資料館利用運営計画

(1) 歴史資料館の基本的な考え方

歴史資料館は、基本コンセプトでもみたように、本村の「次世代への地域の歴史や文化の継承の場とし、人材育成に供する」ことを目的とし、以下に示すような基本的な考え方に基づいて計画する。

1) 基本方針

本施設計画の基本方針は以下のとおりとする。

- ①村民が地域の歴史を学び、遊び、楽しめる施設とする。
- ②村内外の人材育成やコミュニケーションの機能を備えた施設とする。
- ③村民の歴史文化の情報発信の場とする。

2) 展示テーマ

展示については護佐丸が生きた古琉球時代（14～15世紀・約100年間）に焦点を当てた時代設定とし、展示のメインテーマは「“ごさまる”の時代・古琉球歴史絵巻」とする。また、サブテーマを「郷土の英雄・護佐丸と中城」とする。

“ごさまる”の時代・古琉球歴史絵巻
— 郷土の英雄・護佐丸と中城 —

3) 利用対象者（主体）の想定

図書館を含めた本施設の性格上、展示施設の利用対象者は、第1に村内の青少年（小中高校生）、第2に村民および県民を主体とし、ツアーオンライン観光客にとっても学習などで対応できる施設とする。

展示計画の内容は次世代への歴史文化の継承や人材育成との観点から、子どもたちが利用しやすい解説や施設の雰囲気づくりに配慮する。

4) 展示手法と展示内容

①展示手法

上記の「展示テーマ」および「利用対象者の想定」を踏まえ、展示手法はできるだけ青少年の目をひくビジュアルなものとし、写真・絵図・イラスト等のパネル展示やレプリカ（複製品）およびジオラマ（模型）を中心として展示する。また、図書館の電子図書の関連からタッチパネル・音声等の電子端末の活用を図る。

②展示内容

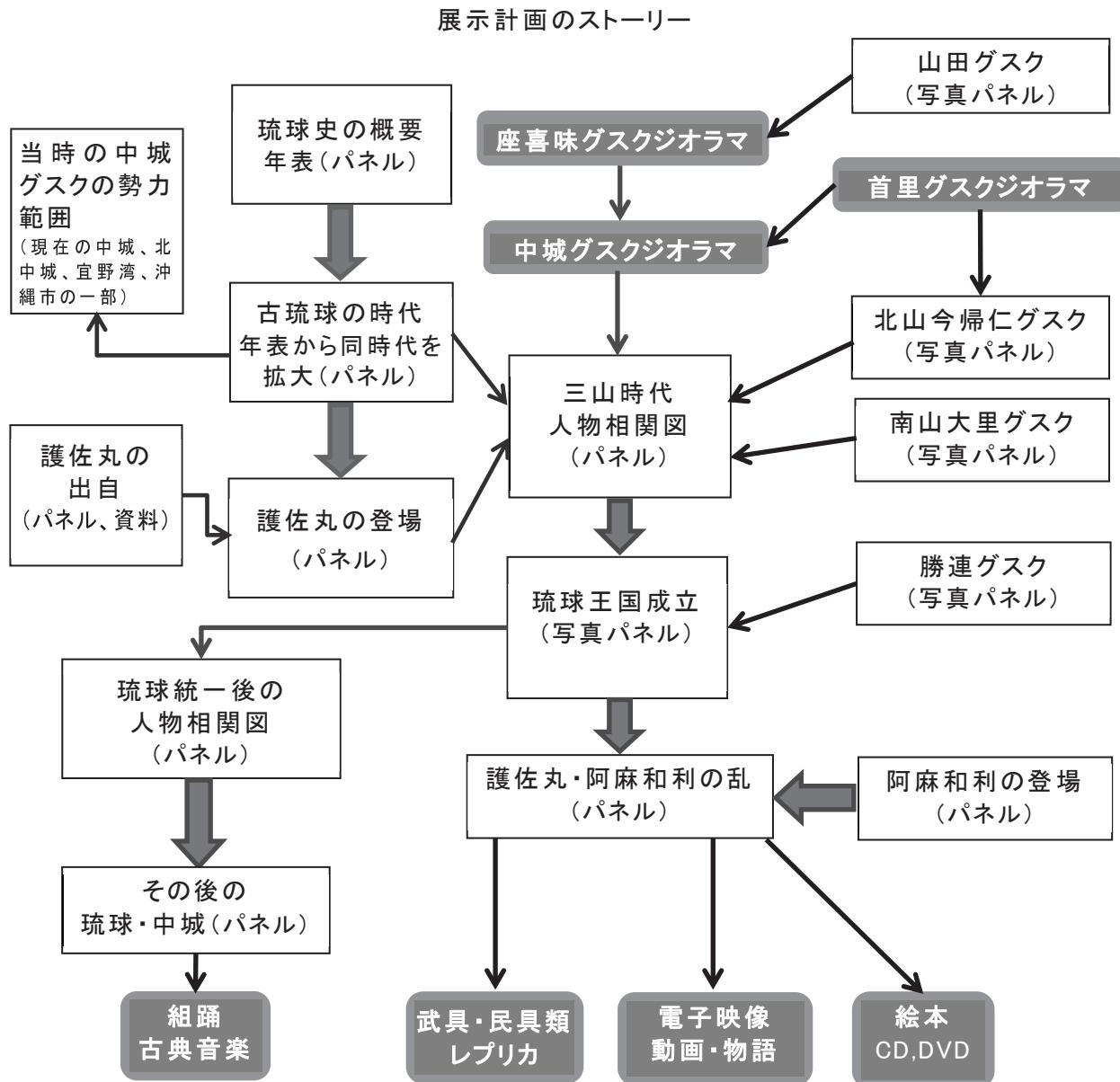
展示内容は琉球史の全体的な流れ（概要）と、その中でも特に郷土の英雄である護佐丸が生きた「古琉球時代」に焦点を当て、パネル展示では琉球史における三山鼎立から琉球統一にいたる歴史的位置づけと流れ、当時の人物相関図等を中心とし、レプリカでは鎧・兜等の甲冑、刀剣、火矢、弓矢といった当時の武具類および民具類を制作または購入し展示する。また、ジオラマは中城城跡に焦点をあてて作成・展示する。こうした展示品により、県内には類をみない本村独自のユニークな歴史資料館とすることがねらいである。なお、これらの展示手法および展示内容の具体的なイメージは以下に示すとおりである。

展示内容及び展示手法のイメージ

展示内容	主な内容(例示)	展示手法(例)
琉球の歴史概説	琉球史の概要や年表を示す。そのなかで護佐丸が生きた古琉球時代について特に抽出して解説する。また往時の中城の勢力範囲、さらに近世以降の中城の歴史的位置付けも解説する。	パネル 電子端末 等
護佐丸伝(伝説・芸能あれこれ)	護佐丸をめぐる伝説や芸能への波及など、護佐丸という人物像を中心にその歴史的意義を解説する。	パネル 電子端末 等
護佐丸をめぐる人物相関絵巻	護佐丸に由来する古琉球時代の人物を相関図形式で紹介し、ドラマチックな歴史物語を解説する。	パネル 電子端末 等
中城城跡の概説(世界遺産も含む)	護佐丸の居城した中城城跡について概説する。中城城跡については、護佐丸の時代以降も活用されているため、その後の時代についても解説を加える。護佐丸やその時代に関連したグスク群についても解説する。	ジオラマ(模型) 写真パネル 等
グスク時代における武器・武具・民具	グスク時代の出土品をレプリカなどで制作し、往時の武器や武具、民具について解説する。青少年の関心をひくためにも手に触れることが可能な展示品が望ましい。	レプリカ パネル 等
村内文化財や芸能	中城村内の文化財や芸能について写真、動画等で解説する。	写真パネル 動画 等

5) 展示計画のストーリー

展示計画全体の流れ（ストーリー）は、おおむね以下のとおりと想定する。



(2) 歴史資料館の規模（延床面積）等の検討

『沖縄県文化行政要覧』(平23年版・県教育委員会)の「県内博物館等施設の一覧」から本施設（計画）と類似する公立の博物館及び歴史民俗資料館等（24施設）を抽出し、その施設概要（延床面積、職員数）を示したのが下表である。

これによれば、24施設の延床面積の合計は25,256m²、平均1施設当たり延床面積は約1,052m²となる。これより本歴史資料館（計画）の施設規模もこれを参考することが考えられるが、類似施設のほとんどが単独館であり、延床面積にはエントランスや事務施設等の共用スペースも含まれている。本施設の場合は図書館および防災施設との複合施設であり、敷地面積や建設事業費等の制約もあることから、その規模については「施設整備計画」において調整する。

県内博物館等類似施設の概要（抄）

単位：m²、人

順位	施設名	所在地	延床面積		職員数 (人)	施設名	所在地	延床面積		職員数 (人)
			(m ²)	(m ²)				(m ²)	(人)	
1	今帰仁村歴史文化センター	今帰仁村字今泊	2,099	2	14	那霸市歴史資料館	那霸市久茂地	422	4	
2	本部町立博物館	本部町字大浜	800	3	15	与那原町立綱曳資料館	与那原町字与那原	622	2	
3	名護博物館	名護市東江	960	6	16	南風原町立南風原文化センター	南風原町字喜屋武	982	5	
4	宜野座村立博物館	宜野座村宜野座	1,263	1	17	久米島博物館	久米島町嘉手苅	2,095	6	
5	うるま市立石川歴史民俗資料館	うるま市石川曙	1,183	4	18	渡嘉敷村歴史民俗資料館	渡嘉敷村字渡嘉敷	142	3	
6	うるま市立与那城歴史民俗資料館	うるま市与那城	821	3	19	南大東村立ふるさと文化センター	南大東村字在所	580	1	
7	恩納村博物館	恩納村字仲泊	2,059	1	20	伊平屋村歴史民俗資料館	伊平屋村字我喜屋	837	2	
8	読谷村立歴史民俗資料館	読谷村字座喜味	2,258	4	21	伊是名村ふれあい民俗館	伊是名村字伊是名	563	1	
9	嘉手納町民俗資料室	嘉手納町字嘉手納	396	6	22	宮古島市総合博物館	宮古島市平良字東仲宗根添	2,020	8	
10	沖縄市立郷土博物館	沖縄市字上地	1,200	3	23	多良間村立ふるさと民俗学習室	多良間村字仲筋	650	2	
11	宜野湾市立博物館	宜野湾市真志喜	1,999	3	24	石垣市立八重山博物館	石垣市字登野城	644	5	
12	八重瀬町立東風平歴史民俗資料館	八重瀬町東風平	331	2		合計	—	25,256	82	
13	豊見城市歴史民俗資料室	豊見城市字伊良波	330	5		平均		1052.3	3.4	

資料：『沖縄県文化行政要覧』(平成23年版・県教育委員会)「県内博物館等施設の一覧」から県内の公立博物館及び歴史民俗資料館等を抽出し一部修正を加えた。

(3) 歴史資料館の施設内容

一般的な博物館や歴史民俗資料館等では、常設展示室と企画展示室およびバックヤード（収蔵庫）が基本的に必要である。そのため、本施設においてもこれらを確保する。

このうち「常設展示室」は、本施設の顔であり象徴として、村民および村内青少年が図書館を利用するさいに、いつでも、誰でも、気軽に立ち寄り観覧を楽しめるような常設の展示室とする。また「企画展示室」は、自主企画の企画展や村民による展示発表の場として利用される他、集会施設、コミュニケーション施設としても活用されることを想定する。一方、この「企画展示室」は、企画展がない通常時においては一定のルールを定めて子ども達の学習施設として利用に供することが考えられるほか、村民のコミュニティ施設（集会施設）としての利用や、災害時の一時避難の場（防災施設）として兼用することが考えられる。さらに、バックヤード（収蔵庫）も防災施設の備蓄倉庫と兼用することが考えられる。

(4) 歴史資料館の計画条件と施設内容の構成

1) 複合施設としての制約条件

本施設は、歴史史料館・図書館・防災施設の複合施設であるが、本施設の立地条件や施設規模、総事業費等の制約から、歴史資料館は本格的な「博物館」として計画することはきわめて困難であると考えられる。

これについては前述の「歴史資料館の施設内容」で示すように、企画展示室が防災施設としての利用を兼ねることから、災害時の混乱および緊急避難活動などによって、展示収蔵資料に影響を与える可能性があり、特に古文書、美術工芸品といった貴重な一次資料についての安全が100%保障できるものではない、という問題が大きい。

2) 展示・収蔵施設としての制約条件

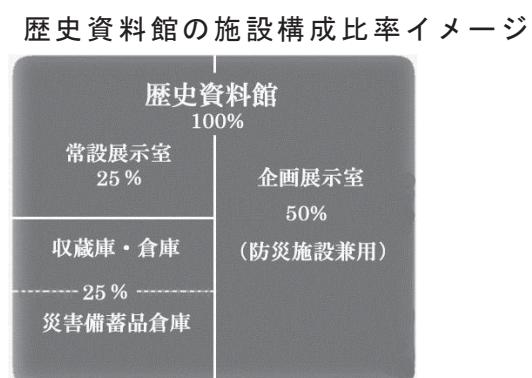
通常の本格的な「博物館」には常設展示室とほぼ同規模かそれ以上の面積（容積）のバックヤード（収蔵庫）が必要であり、仮に貴重な一次資料（古文書・美術・工芸品等）を保管するすれば、本格的な空調設備、燻蒸設備、防災設備等の整備が必要である。しかし、前述のとおり延床面積や建築・設備にかかる事業費の制約などから充分なスペースの確保と設備・備品等の整備は困難と考えられる。なお、古文書や美術・工芸品といった一次資料を扱う本格的な展示施設は、将来的に中城城跡周辺の施設に求めていく、といった考え方も必要である。

3) 展示内容による制約条件

前述の「展示内容と展示手法」でみたように、本施設はあくまで郷土の英雄護佐丸を中心とした資料館であり、通常の「歴史博物館」に見られるような古代から近代までを対象とした展示内容はなじまないと考えられる。

また、展示品等も村民や子ども達が見て楽しめるようなパネル、レプリカ、ジオラマ等を中心とするビジュアルなものを中心とした方向で検討する。実物展示については、出土品など比較的簡易に展示できる資料や、レプリカ等のように手に触れることが可能な展示がふさわしいと考えられる。

以上から本歴史資料館の施設構成比率は下図に示すようなイメージとする。



注：この図は歴史資料館の施設内容の構成比率を概略イメージしたものであり、建築の平面計画や延床面積の構成を示したものではない。また、図書館を含めた階層配置を示したものでもないことに留意されたい。

4) 展示計画のイメージ

①常設展示室のイメージ



宜野座村博物館の常設展示の例

県立博物館常設展示の例



宜野湾市立博物館の常設展示の例

②企画展示室のイメージ



県立美術館の企画展や紙芝居、民芸教室等の例

県立美術館では企画展(県民ギャラリー)の解説会やエントランスホールでミニコンサートなどが行われている

③体験型展示のイメージ



宜野湾市立博物館の展示例

(5) 歴史資料博物館の業務内容

歴史資料館の業務内容については、以下のとおり想定される。事務的業務については、「図書館利用運営計画」にてまとめて整理する。

1) 調査研究

歴史資料館では、本館の展示テーマである護佐丸や中城村の歴史文化を中心に、調査研究を行う。歴史資料館での調査研究に基づき、資料の収集、展示、教育普及活動が行われることになる。

中城村史の編集や村内の発掘調査等、現在村内で行われている調査研究作業と連携しながら、長期的・継続的な活動が必要となる。

2) 資料の収集保管

護佐丸や中城村における情報を収集し、関連資料の収集保管を行う。図書館部門と連携しながら、郷土資料を含めた資料の収集・保管基準を今後検討していく必要がある。また、本施設では収蔵庫等についても制約があることから、収蔵庫の増設についても、資料の収集保管作業とあわせて検討していく必要がある。

3) 展示

常設展示における資料のメンテナンスや、解説内容や資料の見直し等のリニューアルを行う。また、企画展示についても定期的に開催する必要がある。企画展示は自主企画の他に、村民や他機関からの持ち込み企画も想定される。

想定される企画展示は以下のとおりである。

- ・村内発掘遺物の概報展
- ・県立博物館による移動展
- ・村民の生涯学習や青少年による図画工作、野外学習、自由研究等の展示
- ・図書館部門の読書会や講座と連携した展示

4) 教育普及

教育普及は、歴史資料館の内外にわたって教育的な事業を実施することであり、こうした活動をつうじて、人々に歴史資料館の存在を認めてもらうことができる。これらの活動を行うためには、友の会やボランティア団体による活動の支援も重要なと考えられる。

また、本村では、教育課程特例校制度を活用し、今後小中学校小学校において琉球史の時間を設置する予定であり、学校のカリキュラムにおいて、本施設を利用することや、職員を学校へ派遣するなど、学校教育への支援活動も本施設の大きな役割になるとを考えられる。

- ・展示解説会、歴史・文化講座などの館内展示と連携した活動
- ・野外での文化財見学会、芸能鑑賞会などの館外活動
- ・小中学校における琉球史の授業の支援活動

2. 図書館利用運営計画

(1) 図書館整備の基本的な考え方

本施設の図書館は、基本コンセプトにも示したように地域の歴史や文化の継承の場として、さらに村民の身近な施設として機能していく必要がある。また、「(仮称) ごさまる館」として歴史資料館とともに地域の情報センターとあるために、本村の特色ある歴史や文化に関する資料を村民に提供する責務を負っている。

以上から、本施設における図書館整備の考え方は以下のとおりである。

1) 基本方針

本施設計画の基本方針は以下のとおりとする。

- ①子ども達が遊びながら本に触れられる居心地のいい施設とする。
- ②村民の身近な施設として日常的に利用される施設とする。
- ③情報提供窓口として、他の施設との橋渡しをする機能を備える。

2) 資料の収集方針

「(仮称) ごさまる館」の役割は、本村の歴史や文化を学び・遊び・楽しむ機会の提供や情報発信に寄与することである。図書館では、「護佐丸」及び中城城跡を中心とした郷土資料の収集に努め、郷土資料コーナーを本施設のメインとして多くの利用者に活用してもらうことが望まれる。

開架資料に関する収集方針は、主に以下のとおりとする。

①郷土資料、レファレンス

- ・ 護佐丸や中城城跡をはじめ、中城村に関する郷土資料を収集し、より多くの利用者に提供する。
- ・ 郷土資料コーナーに隣接して、レファレンス・サービスを設置し、図書館だけでなく、歴史資料館の利用者にも対応できるような施設間のサービスの連携を行う。
- ・ 行政刊行物（計画書、報告書、冊子、ポスター、チラシ等）についても庁内や関係機関との連携し、資料の収集・保存を図る。
- ・ 学校、自治会、農協、商工会、村関係団体などの各種団体の記念誌や広報誌の保存を図る。

②一般図書（一般書、ヤングアダルト、児童図書、雑誌、AV・電子書籍等）

- ・ 住民の日常的な暮らしや育児、健康、趣味、レクリエーションなどに関わる幅広い新鮮な資料の収集に努める。
- ・ 住民の利用動向を常に把握し、ニーズに応じた資料の収集に努める。
- ・ 図書、雑誌、新聞、逐次刊行物、パンフレットなどの活字資料の収集に努める。
- ・ AVコーナーは、CD-RやDVDなど電子媒体の利用動向を踏まえながら、近年普及しつつある電子書籍閲覧やデータ配信による提供方法への転換など、将来的な情報技術の進展に応じて柔軟な対応を図る。
- ・ 電子書籍の導入については、県内外の導入事例や課題をふまえながら、段階的な導入に向けて閲覧手法や機器・システム等の検討を行う。

(2) 図書館の規模およびスペースの検討

本施設は歴史資料館と図書館等の複合施設であり、建築敷地面積や建設事業費等の制約もあることから、その施設規模や図書館のスペースの構成および蔵書数（目標）について検討する必要がある。それらの整備に関する基本的な考え方は以下に示すとおりとする。

1) 図書館の施設規模の検討

図書館の施設規模の検討にあたっては、本村の将来人口（予測）と蔵書数との関連や近年の全国的な傾向、本計画地の敷地面積、建築可能面積及び建設事業費等の観点から総合的に勘案しなければならない。そのため、以下の点について検討した。

- ・本村の「中城村第四次総合計画・基本構想」における平成33年目標の将来人口（目標）は22,000人と推計されている。
- ・全国的な「図書館の設置および運営上の望ましい基準＊」によれば、人口2万～3万人の場合、蔵書数は約12万冊～15万冊が望ましいとされている。
- ・一方、県内（本島）の類似市町村における公立図書館の概要を示したのが下表である。これによれば、5施設の人口1人当たり延床面積（延床面積／人口）は0.05m²／人となっている。これを参考とすれば、本村の図書館（計画）の延床面積の規模は（0.05m²／人×22,000人＝）1,100m²程度と推計される。
- ・蔵書数合計に占める開架図書と閉架図書の割合は、開架図書517,420冊／蔵書数1,073,085冊＝48.2%、閉架図書（残り51.8%）となり、約半々の比率となる。

以上から総合的に勘案した結果、蔵書数目標については「図書館の設置および運営上の望ましい基準＊」に基づく約12万冊と設定し、開架図書6万冊、閉架図書6万冊（比率5:5）と設定する。その規模については「施設整備計画」において調整する。

本計画における蔵書数等の目標

単位：冊

	蔵書収容数（目標）			
	総数	開架	閉架	開架・閉架比率
（仮称）ごさまる館図書館計画	120,000	60,000	60,000	5:5

県内（本島）類似市町村の公立図書館の概要

単位：人、m²、冊

	人口 (人)	設置 年	延床面積 (m ²)	蔵書数 (冊)	うち開架 図書数	うち閉架 図書数	延床面積 ／人口	蔵書数 ／人口
名護市立中央図書館	60,726	H11	4,622	273,613	135,114	138,449	0.08	4.51
北谷町立図書館	27,735	H14	2,065	109,850	22,715	87,135	0.07	3.96
宜野湾市民図書館	93,015	H3	3,273	305,908	152,774	153,134	0.04	3.29
浦添市立図書館	110,123	S60	2,733	268,026	123,440	144,586	0.02	2.43
西原町立図書館	34,668	H16	3,217	115,688	83,377	32,311	0.09	3.34
合 計	326,267		15,910	1,073,085	517,420	555,615	0.05	3.29

資料：『沖縄県立図書館要覧』平成21年、平成22年、平成23年「県内公共図書館一覧」から作成。

*人口は平成22年国勢調査。設置年、延床面積は平成21年データ、蔵書数・うち開架図書、閉架図書は平成23年データを採用した。

注：*「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直し」（これからの図書館の在り方検討協力者会議報告書・平成24年8月・これからの図書館の在り方検討協力者会議・文科省）

2) 図書館のスペース構成

図書館では、図書や資料等を提供する基本的なサービスをはじめ、レファレンス・サービスの充実、学習やビジネス支援等のサービスを提供するスペースで構成される。

図書館は最も住民に身近な情報源となることから、利用頻度も高くなるため、図書館のカウンターは、施設全体の総合案内(ワンストップ)として機能することが望ましい。また、図書館は開架スペース・閉架書庫において、将来的に蔵書が増えていくことが想定されることから、十分な規模と機能的なスペースの形成に努める。また、快適なサービスを提供するためには、図書を管理する職員にとって使いやすいことが重要であり、管理作業が円滑になるような機能・規模の確保に努める。

(3) 図書館の利用サービス

図書館利用のサービスは、館内における閲覧や貸出に加え、インターネットなどによる検索や予約サービス、地域の公民館と連携したサービスなど、利用者の利便性向上を図る必要がある。

また、近年における情報技術の発展により、図書館関連の情報化もめまぐるしく進化している。これらの情報技術の発展に柔軟に対応し、適切に取り入れながら、住民ニーズへの対応を図る。特に、郷土資料や村内の有形・無形文化財の映像等によるデジタル化は、地域資源の保存や情報発信に寄与することから「(仮称) ごさまる館」を核に推進を図る。

1) 利用サービスの事例

- ・ホームページの開設
- ・インターネット利用による検索・予約システム
- ・保育園・学童保育、公民館との連携（端末からの予約受付、団体貸出）
- ・学校図書室との連携（団体貸出、横断検索等）
- ・子どもの読書活動推進のための家庭教育向上の支援活動（読み聞かせ、展示会等）
- ・電話・メール、インターネットによるレファレンス・サービス
- ・電子書籍の導入
- ・予約ボックスの設置
- ・移動図書館（ブックモービル）による巡回サービス

2) 情報化社会への対応

- ・郷土資料や村内の有形・無形文化財の映像等によるデジタル化（館内端末やホームページなどの公開）
- ・電子書籍に対応する機器・システムの充実
- ・村役場庁舎、公共施設、学校図書館、幼稚園、保育所、公民館とのネットワークシステムの構築
- ・インターネットを利用した外部ネットワーク情報のアクセス環境の充実（無線 LAN の館内設置等）
- ・ICタグを活用した図書館システムの構築（貸出、返却、蔵書点検、セキュリティ）
- ・ホームページの充実やメールマガジン・SNS、Twitter 等による情報発信

(4) 図書館の諸室内容

図書館における諸室内容については、以下のとおりである。

1) 開架スペース

①郷土資料コーナー

- ・郷土に関する資料を配架し、調査・研究のための閲覧が可能なコーナーを設置する。
- ・電子メール等によるレファレンス体制の整備、郷土資料のデジタル化、村の歴史のアーカイブ化を推進する。
- ・歴史資料館の利用者も容易に利用できる位置へ配置する。



金武町立図書館

②一般図書コーナー

- ・閲覧席・キャレルの確保、シンプルな書架レイアウト、書架間隔、プライバシーのある個人机などを設置し、車いす利用への配慮も行う。
- ・身近な暮らしへのサービス(料理、衣服、ファッション、旅行、育児、趣味)等のコーナーを設置する。
- ・イベントや特設コーナーを設置し、本に関心を持つような工夫を行う。
- ・ニーズに応じたゾーニング、雰囲気づくりに配慮する。



宜野座村立図書館

③ヤング・アダルトコーナー

- ・中・高校生の興味や関心に沿った図書のコーナーを設置する。
- ・若者の感覚を取り入れたコミュニケーションの場、出会いの場とするため掲示板や意見箱等を設置する。
- ・A Vコーナーや電子書籍コーナーなど新しい情報媒体との関連付けを行う。



うるま市勝連図書館

④ブラウジングコーナー

- ・新聞、雑誌(情報誌)などを配架し、軽読書ができる明るい閲覧スペースを確保し、ソファや書架の間に適宜ツール等を設置する。



宜野座村立図書館

⑤ A V コーナー

- ・ 映像・画像・音声等の電子データの視聴及び配信が可能なソフト機器を設置する。
- ・ 電子書籍の貸出・閲覧とこれに対応する機器・システムの充実を図る。
- ・ 情報技術の進展に応じた柔軟な対応を図る。



金武町立図書館

⑥児童図書コーナー

- ・ 乳幼児、乳幼児の保護者、児童の興味や関心に沿った図書のコーナーを設置する。
- ・ 子供の目線、子供を連れた保護者の利用に配慮し、スツール、マット等を適宜設置する。
- ・ 一般図書コーナーと動線が交差しないよう配慮する。
- ・ 書架は低書架とし、絵本コーナー等に平置き台を適宜設置する。



北中城村あやかりの杜

⑦お話し室

- ・ 乳幼児、乳幼児の保護者、児童に本、紙芝居の読み聞かせを行う室を設置する。
- ・ 館内防音に配慮する。



北中城村あやかりの杜

⑧授乳室・幼児トイレ

- ・ 乳幼児、乳幼児の母親の利用に配慮し、授乳室や幼児トイレを設置する。



宜野座村立図書館

⑨サービス、レンタルカウンター

- ・ 利用案内、貸出・返却、登録など図書館利用に関するカウンターを設置する。
- ・ 図書館カウンターが施設の総合案内も兼ねる。
- ・ 開架全体への見通し及び事務室や閉架書庫との関係性に配慮する。
- ・ カウンターに比較的近いエリアにOPAC(資料検索端末)を配置する。
- ・ 郷土資料については、特にレンタルサービスに対応ができるように配慮する。

⑩対面朗読室

- ・ 読書にハンディキャップのある方を対象に、音声読み上げ、録音図書、点字作成などを備えた室を設置する。
- ・ 利用しやすい機器類への配慮、利用案内、操作説明などの充実を図る。

⑪行政資料コーナー

- ・ 行政資料及び地域の刊行物を配架し、調査・研究のための閲覧が可能なコーナーを設置する。
- ・ 行政職員の業務達成、ビジネス等の支援に寄与する。

2) 学習／ビジネス支援サービス

①グループ学習室

- ・ グループでの学習や少人数での研修、意見交換等が可能なグループ学習室を設置する。
- ・ 学習室の利用管理（占有、マナー等）を行う。

②自習室／学習室／ビジネス支援室

- ・ 個人机を配し、学習やビジネス利用を支援するコーナーを設置する。
- ・ パソコン利用を支援する無線 LAN など外部アクセスに配慮する。
- ・ パソコン利用者と読書・自習利用者とのゾーニングに配慮する。

3) 閉架書庫

- ・ 図書、情報記録物、図書以外の新聞等の特殊資料の保管・保存等、開架部分で収藏できない資料を保管する。
- ・ 蔵書計画、購入計画等に応じた適正な規模を確保する。
- ・ 空間を有効活用する書架方式を検討し、将来を見据えた蔵書規模を確保する。

4) 事務・文書管理

事務・文書管理については、図書館だけでなく、歴史資料館の職員も共同で利用する。

①事務室

- ・ 図書館及び資料館の職員の事務作業に資するスペースを設置する。



名護市立中央図書館



西原町立図書館



北中城村あやかりの杜



北中城村あやかりの杜

- ・業務の内容に応じた作業スペースの確保、適切な人員を配置する。
- ・利用者玄関とスタッフ出入口は区別する。

②作業スペース

- ・図書の受入登録、修繕管理、資料館の展示準備などに関する作業スペースを設置する。
- ・納品チェック、データ処理等の作業のため受入図書の滞留スペース、パソコンの設置、修繕作業スペース等が必要となる。

③スタッフルーム（休憩・更衣・救護等）

- ・職員の休憩、食事、給湯、更衣等に資するスタッフのためのスペースを設置する。
- ・職員の勤務体制（シフト）を考慮し、必要機能を設置する。
- ・利用者の緊急時の救護に利用できる畳間を設置する。

④サーバー室／印刷室

- ・データの保存管理のためのサーバー室を設置する。
- ・コピー等のための印刷室を設置する。
- ・機器類に応じた規模、温湿度管理、機械の音が漏れないよう、防音対策に配慮する。

⑤倉庫

- ・図書管理のための器具や事務文書の保管等を行う倉庫を設置する。
- ・事務文書、印刷紙、イベント等に使用する機材、器具等を保管する。

（5）図書館の業務内容

図書館における業務に主に以下のとおりである。

1) 利用者登録・貸出・返却業務

①利用者登録

「利用申込書」や「登録申請書」などに必要事項を記入してもらい、図書館利用者として登録または更新を行うこと。

②貸出業務

自動貸出機やカウンターでのICタグをチェックし、利用者に返却日の提示しながら貸出を行うこと。

③返却業務

カウンター或いは返却ボックスで返却図書を確認すること。



北中城村あやかりの杜



北中城村あやかりの杜

2) 検索・レファレンス・複写業務

①検索（図書館情報検索システム）

図書館情報検索システムは図書館の蓄積された情報の中から求めに応じて情報を検索し、提供する機能を持つシステムのこと。職員は、利用者への検索支援等を行なう。

②レファレンス

図書館が利用者の質問に調査して回答すること。本施設では主に以下のようなレファレンスや情報提供への対応が想定される。

- ・図書館の利用、図書の内容や調べ物に関する問い合わせへの対応
- ・歴史資料館の展示関係書籍・資料の案内
- ・利用者から寄せられた質問に対して、図書館内の資料では十分な対応ができない場合、他の図書館や他の機関の力を借りる「レフェラルサービス＊」

*「レフェラルサービス」：他の図書館や機関に、図書館職員が問い合わせを行い、情報を入手して、利用者に提供する「照会」、ならびに情報が得られる他の図書館や機関には何があるかを利用者に知らせ、利用者自身でその後の対応をしてもらう「紹介」などのサービスがある。

③複写サービス

著作権法に基づく、資料の一部あるいは雑誌や新聞の記事、図書の一部の複写の対応を行うこと。

3) 予約・リクエスト・相互貸借業務

①予約

利用者から求められた資料が、貸出中などの理由で利用可能な状況にないとき、返却等を待って資料を確保し、利用者のために一定期間の取り置きを対応すること。

②リクエスト

利用者から必要な資料についてリクエストを受けつけ、新規購入を検討すること。

③相互貸借

利用者の求めに応じて図書館相互間で資料の貸借をすること。

4) 排架・除架・除籍

①排架

資料の分類（日本十進分類法）にそった開架棚へ排列すること。また、新刊や季節・時事に応じて、おすすめ図書を展示・特集することもある（「別置」）。

②除架

不要な資料を書架から除き、閉架書庫に入れたり、除籍を検討すること。新しい資料のスペースを確保するためだけでなく、開架蔵書を魅力的にするために行う。

③蔵書点検

目録では所蔵していることになっている資料が、本当にあるのかどうかを確認すること。図書を I C タグ化すれば、書架のチェックが容易となる。

④除籍

何らかの理由で不用とされた資料を除去し、目録や登録原簿等の記録を抹消すること。

5) 製本修理

図書館の資料収集方針・資料保存方針に従って、資料の補修が必要となる場合がある。

図書館における資料保存の考え方は、「治す技術」から「防ぐ技術」重視へと大きく変わってきた。しかし、貴重書ではない一般の所蔵図書に対して、常にその保存状態に目を配り、傷みの初期症状を見つけて、できる範囲で適切な補修を行うことは、利用できる期間をなるべく長く保つためにとても有効な方法である。

6) 児童・青少年サービス

図書館の児童・青少年サービスは子どもが家庭や学校外で本に親しむ場であり、地域での中核的な役割を果たす必要がある。絵本、児童書、ヤングアダルト向けの図書資料の充実を図るとともに、お話しや展示会等の開催を検討することが必要となる。子どもや保護者等への絵本や児童書等に関するレファレンス・読書相談や情報提供を行うことも重要な役割である。

子どもと本を結ぶ方法として、「読み聞かせ」、「ストーリーテリング」（お話を覚えて語る）、「ブックトーク」（あるテーマのもとに流れをつくって本を紹介する）などの方法がある。

7) 広報活動

広報活動は図書館と利用者、図書館と地域、図書館と行政機関、図書館とマスコミというように、図書館と人と機関を結びつける仕事である。以下のものが想定される。

- ・ 図書館利用案内パンフレット、館報、図書館要覧などの印刷物の発行
- ・ 図書館のホームページ、メールマガジン、S N S 等での広報活動
- ・ 地方局のテレビやラジオなどでの図書館 P R のための番組
- ・ 自治体の広報誌、地域の新聞、テレビ、町の情報誌、学校の P T A や団体の機関紙など、地域の主要なメディアに必要な情報を流す

8) 事務（総務・企画）

事務（総務・企画）業務は、図書館だけでなく、歴史資料館や防災施設を含めた施設全体の事務業務を総合的に行っていく必要がある。

①総務（管理的業務）

- ・ 施設の運営、人員の配置、会計事務
- ・ 文書の収受、発送及び保存並びに公印の管理
- ・ 施設、設備、器具備品等の維持管理並びにその利用の管理
- ・ 施設の電算処理業務
- ・ 受付、案内、相談、督促や苦情への対応、施設見学等奉仕
- ・ 関係機関（図書館協会、他市町村施設）との調整

②企画業務

- ・ 読書会、研究会、講座、映画会、展示会等行事の企画、運営及び実施
- ・ サービス計画、PR活動、集会室行事、統計作成、利用者調査等の企画及び実施

3. 防災施設利用運営計画

(1) 防災施設の基本的考え方

防災施設計画は、通常市町村の「地域防災計画」に基づいて検討されるものであるが、本村では平成 20 年に作成された「中城村ハザードマップ」があるのみで、まだ更新されていない状況にある。沖縄県においては、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖大震災（以下「東北大震災」とする）を受けて、平成 25 年 1 月に津波浸水地域の見直しが行われた。

ここでは「沖縄県津波被害想定検討結果」（沖縄県津波被害想定検討委員会 平成 25 年 1 月 28 日）をもとに、「地震・津波災害」に対する防災計画の基本的な考え方を示した上で、本施設における防災施設利用運営計画を整理する。

(2) 地震・津波災害の想定

「沖縄県津波被害想定検討結果」は、東北大震災の被害を鑑み、沖縄県で平成 18、19 年度に実施した津波浸水予測の見直しを行うことを目的に、平成 24 年 1 月 20 日に沖縄県津波被害想定検討委員会が設置され、これまで審議を通じて検討されてきたものである。今回の見直しは、沖縄近海における最大クラスの地震を想定したものであり、地震規模としては、マグニチュード 7.8～9.0 と大きく設定されている。

これによれば、本村に到達する津波の水位（浸水深）は、次頁の図より 5～10m、下記表より最大遡上高は 10.8～14.8m、津波の影響開始時間（地震発生から海岸・海域の人命に影響の出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間：±20 cm）は 7～9 分、海岸への到達時間は 27 分後と想定されている。以上から本計画における津波の浸水深は、「沖縄県津波被害想定検討結果」より 7m 未満と設定する。

各地点の最大遡上高、影響開始時間、到達時間（沖縄本島沿岸域）

市町村名	代表地点	最大遡上高(m)	影響開始時間 ±20 cm (分)	影響開始時間 +50 cm (分)	津波到達時間(分)
沖縄市	海邦町	8.4	11	28	29
北中城村	熱田	11.1	10	26	31
中城村	久場	10.8	9	25	27
	浜	14.8	7	24	27
西原町	南浜周辺	12.1	8	23	25
与那原町	与那原	10.9	11	25	28
南城市(佐敷)	新開	7.2	14	26	31

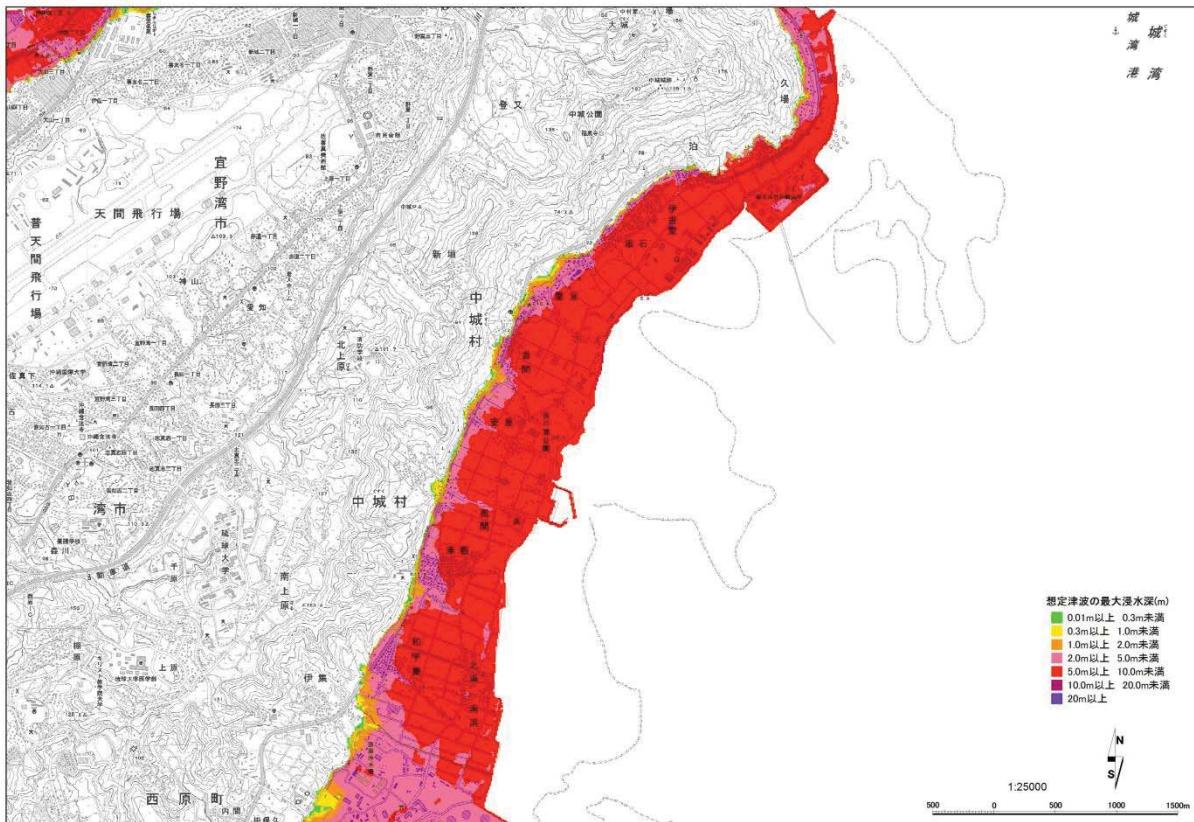
出典：「沖縄県津波被害想定検討結果」（平成 25 年 1 月公表資料）から中城村を中心とする近隣町のみを抽出した（地点名一部加筆）。

最大遡上高：各地点周辺でも最大遡上高を抽出

津波影響開始時間：各地点（沿岸域）で時系列津波水位の変位量を解析し、初期推移から ±20 cm、+50 cm 变化した時間（分、秒単位は切り捨て）を算出。±20 cm は地震発生から海岸・海域の人命に影響の出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間。+50 cm は避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間。

津波到達時間：各地点（沿岸域）で時系列津波水位を解析し、地震発生から第一波のピークが海岸に到達するまでの時間。

沖縄県津波浸水予測図



出典：「沖縄県津波被害想定検討結果」（平成 25 年 1 月公表資料）の「津波浸水予測図」から中城村中心を抽出した。

（3）防災施設建築計画の基本的な考え方

上記の地震・津波の災害想定を踏まえるならば、本施設は耐震性の高いものとすることは当然であるが、それ以外の本施設の建築に特化する基本的な考え方は以下に示すとおりとする。

1) 災害時の初期対応（一時避難施設）

地震・津波の災害対策では、災害が発生した時点での「初期対応（一時避難）」と、被災後の「二次災害対策」および災害が一定程度収束した後の「復旧・復興対策」の3段階がある。このうち、本施設が対象とする段階は、基本的には「初期対応（一時避難）」を想定する。

なお、地震・津波以外の風水害、地滑り、崩壊、火災等の災害については、今後防災計画等で本施設の役割を位置付けながら、対応を図っていくものとする。

2) 避難対象者

「初期対応（一時避難）」を想定する場合、基本的に、災害時に本施設を利用している者の避難場として位置付ける。

その後、一時避難が2、3日続く場合には歴史資料館の企画展示室や共用スペース等に移動し災害が収束するまで待避するものと想定する。

なお、周辺地域の住民は基本的に国道329号より陸側に避難するものと想定するが、一部高齢者や避難弱者が本施設に避難することも想定される。

3) 展示施設との兼用

上記のとおり歴史資料館の展示施設（企画展示室）を災害時の一時避難施設と兼用することとする。そのため、企画展示室には、災害時には速やかに撤去・回収して避難者を収容できるような可動式のパーテーション等、設備・備品等を設置する。

4) 災害時初期対応備蓄倉庫の確保

防災施設（一時避難施設）の基本的な機能としては、備蓄倉庫の確保が必要不可欠である。ただし、その収容規模（床面積等）については現時点では確定的な判断は困難であるため詳細は省略するが、ここでは展示施設のバックヤード（収蔵庫・倉庫）と兼用することを想定する。その際は津波等の水害にも耐えれるよう、水密性を確保する。

なお、その一時避難備蓄用品等は以下に示すとおりである。

また、被災後の二次災害対策と復旧対策に必要な備蓄品倉庫については本施設とは別途対応する必要がある。

災害対策備蓄品等の例

携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、応急医療品、非常食（最低3日分の食糧と飲料水＝1人1日3ℓを目安）、卓上コンロ、固形燃料、簡易組み立て式トイレ、給水ポリ缶類、救助用工具類一式、毛布、ブルーシート、その他生活用品

5) 一時避難施設の仮設トイレおよび入浴設備等の確保

東北大震災や阪神淡路大震災（平成7年）の教訓から地震・津波の一時避難施設には「仮設トイレ」と「入浴設備」の確保が極めて重要であることが知られている。このため、本施設においてもそれへの対応を検討する必要があるが、年間を通じて冬でも気温が10℃以下になることはない本県の気象条件から入浴施設については簡易シャワー程度でよいと考えられる。一方、仮設トイレについてはその必要性が充分考えられる。したがって、本施設の建築・設備計画においては、こうしたことへの充分な配慮が求められる。

4. 施設整備計画

(1) 計画対象地について

前項の計画条件の整理において、敷地候補地の比較検討を行い、本施設の計画対象地を決定している。計画対象地の概要は以下のとおりである。

①位置

- 沖縄県中城村安里内

②敷地面積

- 4,762 m²

③都市計画における区域区分

- 市街化調整区域

④建築形態規制

- 容積率 200%
- 建ぺい率 60%
- 道路斜線制限 勾配 1.5
- 隣地斜線制限 31m+勾配 2.5

⑤その他（施設設計の段階で確認すべきこと）

- 電気・水道・汚染施設等の確認
- 建築基準法の道路等の確認

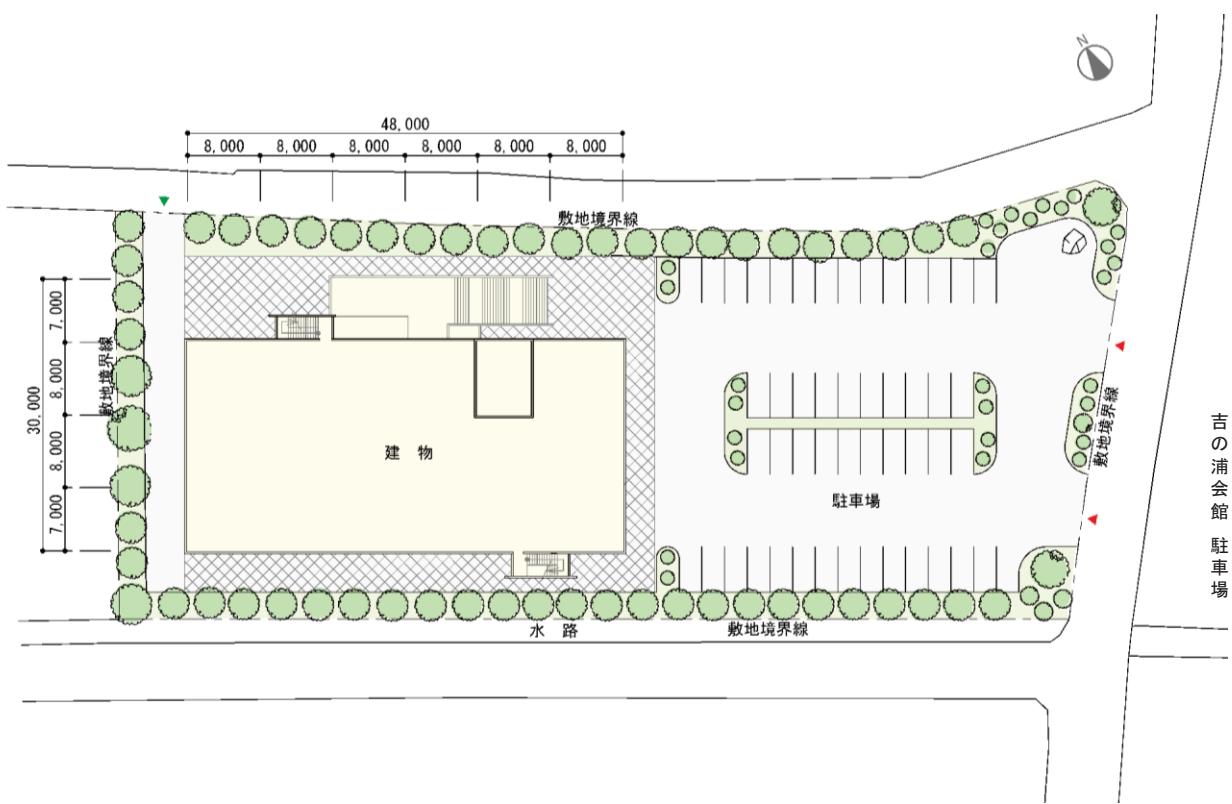
(2) 配置計画

(仮称)ごさまる館の敷地における配置計画 2案について比較を行う。

■配置計画比較表

	A案	B案	
配置 計画			
アプローチ	駐敷地東側の村道(2車線道路) より進入	○	敷地北側道路(1車線道路) より进入
駐車場	吉の浦会館の駐車場と連携し て使用しやすい	○	吉の浦会館の駐車場と連携し て使用しにくい
評価	○	△	

配置計画を比較した結果、隣接する吉の浦会館と駐車場が連携して使用できるA案の配置とする。



配置計画図 NO SCALE

(3) (仮称)ごさまる館導入機能一覧 1／2

	基本構成	室／コーナー	利用内容	配慮事項	規模の考え方	備考
歴史資料館部門	展示スペース 630m ²	常設展示	郷土の英雄・護佐丸を中心とした展示	郷土の歴史・文化のPR促進 図書館に音が漏れないよう、配置や防音に配慮が必要	小規模な展示が可能な面積に設定 約 250m ²	
		企画展示	村内遺跡の概報・県立博物館移動展、村民の生涯学習や青少年による図画工作、野外学習、自由研究等の展示。企画展がない場合は、学習室、集会室、災害時の一時避難場として兼用	企画展がない場合は、学習室または集会室と使用できるように可動間仕切り等を設置	企画展示の一部はエントランスホールと兼ねる 約 380m ²	
	図書資料 75m ²	図書資料コーナー (郷土資料コーナー)	郷土に関する資料を配架し、調査・研究のための閲覧が可能なコーナーを設ける。図書館部門のレファレンスと隣接も可	電子メール等によるレファレンス体制、調査研究に対応した施設、郷土資料のデジタル化、村の歴史のアーカイブ化	図書(郷土)資料の冊数 6,000冊 ÷ 80冊/m ² = 75m ²	
	収蔵庫 110m ²	収蔵庫	展示品、展示用パネル等を保管	一部、防災備蓄倉庫と兼ねる。	約 110m ²	
	計:815m ²					
図書館部門	開架スペース 814m ²	一般図書コーナー	一般図書を分類に応じて配架する。	閲覧席・キャレルの確保、シンプルなレイアウト、書架間隔(通路幅)の車いすへの配慮、プライバシーのある個人机	一般図書の冊数 33,600冊 ÷ 80冊/m ² = 420m ²	
		ヤングアダルト・コーナー	中・高校生の興味や関心に沿った図書のコーナーを設ける。	若者の感覚を探り入れる掲示板や意見箱等の設置 AV・電子書籍コーナーなど、新しい情報媒体との関連付け	ヤングアダルト図書の冊数 2,400冊 ÷ 80冊/m ² = 30m ²	
		ブラウジング・コーナー	新聞、雑誌(情報誌)などを配架し、軽読書ができる閲覧スペースを設ける。	気軽に立ち寄れるブラウジングコーナー、ゆったりとした閲覧席の確保	ブラウジング・コーナーの冊数 4,200冊 ÷ 80冊/m ² = 53m ²	
		AVコーナー	映像・画像・音声等の電子データの視聴及び配信が可能なソフト機器を設置	電子書籍の貸出・閲覧とこれに対応する機器・システムの充実 情報技術の進展に応じた柔軟な対応	AVコーナーの点数 1,200点 ÷ 50点/m ² = 24m ²	
		児童図書コーナー	乳幼児、乳幼児の保護者、児童の興味や関心に沿った図書のコーナーの設置	子供の目線、子供を連れた保護者の利用に配慮し、ツール、マット等を適宜設置	児童図書の冊数 9,600冊 ÷ 50冊/m ² = 192m ²	
		お話コーナー	乳幼児、乳幼児の保護者、児童に本、紙芝居の読み聞かせを行うコーナーを設置	館内防音への配慮	親子20人程度の座位によるスペース 20人 × 1.5m ² /人 = 30m ²	建築設計資料9 コミュニティセンター
		授乳室／幼児トイレ	乳幼児、乳幼児の保護者の利用に配慮し、授乳室や幼児トイレを設ける。	母子の利用への配慮、幼児用トイレの設置	県内事例を参考に設定 約 20m ²	
		サービスカウンター	利用案内、貸出・返却、登録など、(仮)ごさまる館としての総合窓口機能を集約したカウンターを設ける。	(仮)ごさまる館の総合案内としての設置 検索システム、情報化への対応	県内事例を参考に設定 約 35m ²	
		対面朗読室	読書にハンディキャップのある方を対象に、音声読み上げ、録音図書、点字作成などを備えた室を設ける。	利用価値の高い機器類への配慮、利用案内、操作説明などの充実	県内事例を参考に設定 約 10m ²	
防災部門	レファレンス 15m ²	郷土資料コーナー	歴史資料館部門の図書資料コーナーと兼ねる。			
		行政資料コーナー	行政資料及び地域の刊行物を配架し、調査・研究のための閲覧が可能なコーナーを設置	行政職員の業務達成、ビジネス支援等	行政資料の冊数 1,200冊 ÷ 80冊/m ² = 15m ²	
	グループ学習室 24m ² (2ヶ所)	グループ学習室	グループでの学習や少人数での研修、意見交換等が可能なグループ学習室を設置	学習室の利用管理(占有、マナー等)	県内事例を参考に設定 6人 × 1.5m ² /人 = 9m ² 10人 × 1.5m ² /人 = 15m ²	
	学習／ビジネス支援 45m ²	自習室／学習室 ／ビジネス支援室	自習やビジネス利用を支援するテーブル、個人机を配し、学習やビジネス支援のためのコーナーを設ける。	学習室の利用管理(占有、マナー等) パソコン利用を支援する無線LANなど外部アクセスへの配慮	スクール形式の自習室(約30人) 30人 × 1.5m ² /人 = 45m ²	建築設計資料9 コミュニティセンター
	閉架書庫 180m ²	閉架	図書、情報記録物、図書以外の新聞等の特殊資料の保管・保存等、閉架部分で収蔵できない資料の保管	蔵書計画、購入計画等に応じた適正な規模 将来蔵置可能スペースを設ける。	集密書架方式の場合 53,000冊 ÷ 400冊/m ² = 130m ² 単独書架方式の場合 7,000冊 ÷ 138冊/m ² = 50m ²	建築計画・設計シリーズ 図書館
	計:1,078m ²					
	避難スペース (380m ²)	集会室	歴史資料館部門の企画展示室と兼ねる。			
	備蓄倉庫 (110m ²)	倉庫	歴史資料館部門の収蔵庫と兼ねる。	将来増築可能スペースを設ける。		
	計: 0m ²					

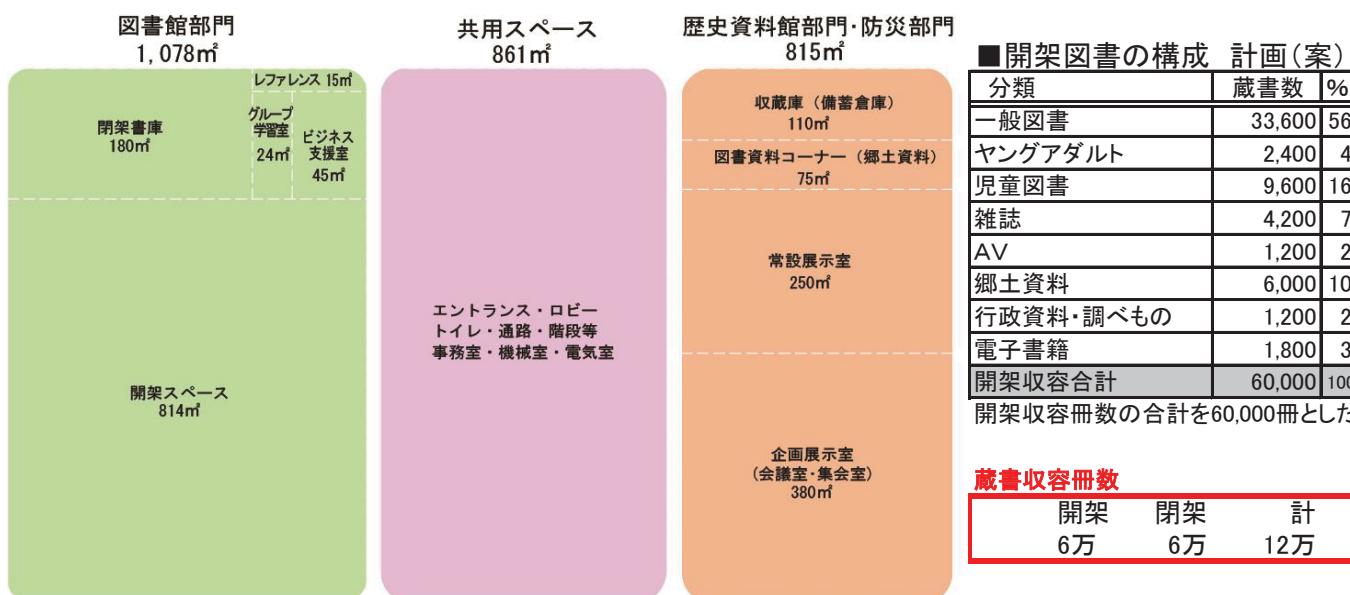
(仮称)ごさまる館導入機能一覧 2/2

	基本構成	室/コーナー	利用内容	配慮事項	規模の考え方	備考
共用スペース	総合案内	案内カウンター	(仮)ごさまる館の案内及び村内の情報に關し、ワンストップの総合案内を設ける。		図書館のサービスカウンター内に設置	
	事務	事務室	職員の事務作業に資するスペースを設ける。	図書館業務の内容に応じた作業スペースの確保 適切な人員配置	館長、係長・職員、嘱託員、臨時職員 $12\text{人} \times 10\text{m}^2/\text{人} = 120\text{m}^2$	
	233m ²	作業スペース	図書の受入登録、修繕など管理に関する作業スペースを設ける。	納品チェック、データ処理等の作業のため受入図書の滞留スペース、パソコンの設置、修繕作業スペース等が必要	県内事例を参考に設定 約 60m ²	
	スタッフルーム (休憩・更衣)	職員の休憩、食事、給湯、更衣等に資するスタッフのためのスペースを設ける。		職員の勤務体制(シフト)を考慮し、必要機能を設ける。	職員12名が半数づつで利用するものと想定(12人 ÷ 2=6人) 休憩(食事等) 6人 × 1.5m ² /人 更衣室 6人 × 1.5m ² /人 18m ²	
	サーバー室 印刷室	データの保存管理のためのサーバー室を設ける。 コピー等のための印刷室を設ける。		機器類に応じた規模、温湿度管理の必要性等 機械の音が漏れないよう、防音対策に配慮	県内事例を参考に設定 約 15m ²	
	倉庫	施設管理のための器具や事務文書の保管等を行う倉庫を設ける。		事務文書、印刷紙、イベント等に使用する機材、器具等の保管	県内事例を参考に設定 約 20m ²	
	休憩・談話 78m ² (テナント誘致)	飲食可能なフリースペースや喫茶等を設置する。		憩いの場としての演出や管理(マナーの徹底など) 図書館に音が漏れないよう、配置や防音に配慮が必要	県内事例を参考に設定 約 78m ²	
	エントランス・ロビー 通路・階段等 トイレ 機械・電気室 550m ²	(仮)ごさまる館の入口となるエントランスと、待合等に資するロビーを設ける。			必要面積の20%に設定 ① 歴史資料部門 815m ² ② 図書館部門 1,078m ² ③ 防災部門 0m ² ④ 共用スペース 311m ² ⑤ 計 2,204m ² ⑥ (⑤ ÷ 80%) - ⑤ 550m ²	
	計:861m ²					
	合計	2,754m ²				

	基本構成	室/コーナー	利用内容	配慮事項	規模の考え方	備考
屋外施設	駐車場 1,500m ²	一般駐車場	(仮)ごさまる館への来訪者のための駐車場を設ける。	村内の交通は自家用車が中心であるため、十分な台数を確保する。ピーク時は周辺の公共施設の利用も考慮する。	(仮)ごさまる館の必要台 44台 その他機能を考慮し 50台 $50\text{台} \times 30\text{m}^2/\text{台} = 1,500\text{m}^2$	20歳以上の来館者は、すべて自動車で来館すると想定
	外構 500m ²	建築周り、構内道路 搬入搬出等	建築面積の 約1.5倍を見込む。		建築面積及び周囲 1,000m ² × 1.5 = 1,500m ²	外構含めた面積を、建築面積の1.5倍と想定
	緑化スペース 1,286m ²	読書庭園／緩衝緑地等	緑に囲まれた読書空間を創出する。	施設内30%緑化を目指す。	建築面積+駐車場+外構 = 3,000m ² ① 緑化率を全体の30%とすると ① × 3/7 = 1,286m ²	緑化面積は全体の(3/10)とした
	3,286m ²					

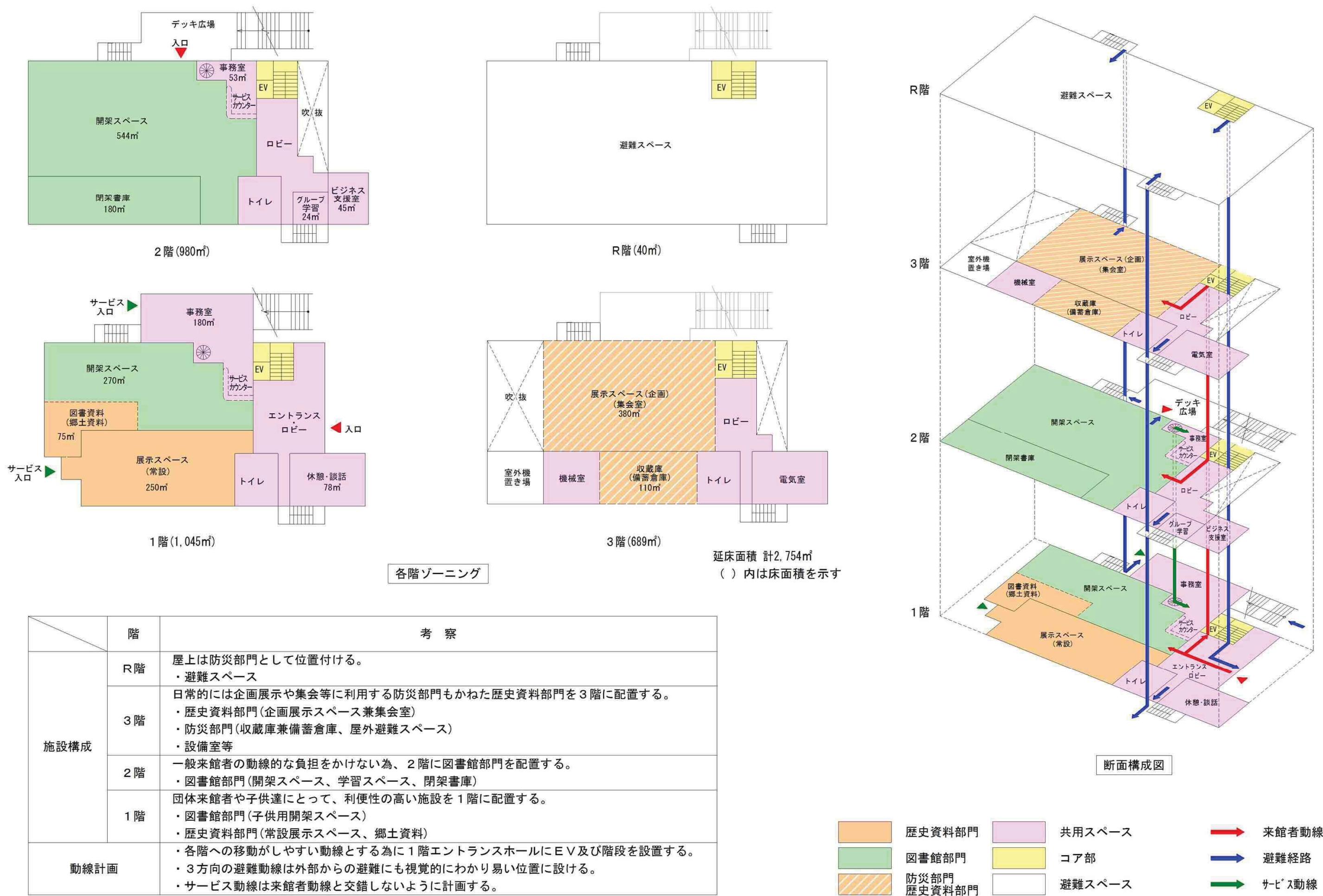
■(仮称)ごさまる館 導入機能・規模総括

構成	床面積	備考
建築施設		
歴史資料館部門	815m ²	
図書館部門	1,078m ²	
防災部門	0m ²	歴史資料館部門と兼ねる
共用スペース	861m ²	
延床面積	2,754m ²	
階層	3階	
建築面積	1,000m ²	延床面積／3階とした
屋外施設		
駐車場	1,500m ²	
外構	500m ²	(建築面積 × 1.5) - 建築面積
緑化面積	1,286m ²	30.0%
合計	3,286m ²	



敷地面積計 4,286m²

(4) (仮称)ごさまる館施設構成図



(5) 施設計画

1) 意匠計画

① 計画概要

- ・建築面積： 1,000 m²
- ・延床面積： 2,754 m²
- ・構造規模： 耐火構造、地上3階建て
- ・用途： 図書館・展示場
- ・外部仕上： 吉の浦公園の修景を考慮する。
- ・内部仕上： 県内図書館の一般的な仕様とする。

② 平面計画及び断面計画

前項の(仮称)ござまる館施設構成図をもとに下記で示した施設の構成及び動線計画を行う。

- 1階：常設展示部門、図書館部門
- 2階：図書館部門
- 3階：企画展示部門(防災部門も兼ねる)
- R階：避難スペース

2) 構造計画

本建物は建築基準法・同施行令及び関連告示、日本建築学会計算基準等に準拠して設計を行うこととする。

主要構造は、開架スペースやその他空間を考慮した上部構造の比較検討を行い、設計段階で具体的に検討する。下部構造は、特に施設の安全性に関わる基礎想定部の土質調査に基づいた適切な基礎形式を採用する。

また、本施設は津波の避難施設としても計画されていることから設計段階では「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」や「ガイドライン」を参考に構造耐力上の安全性を検討する必要がある。

3) 設備計画

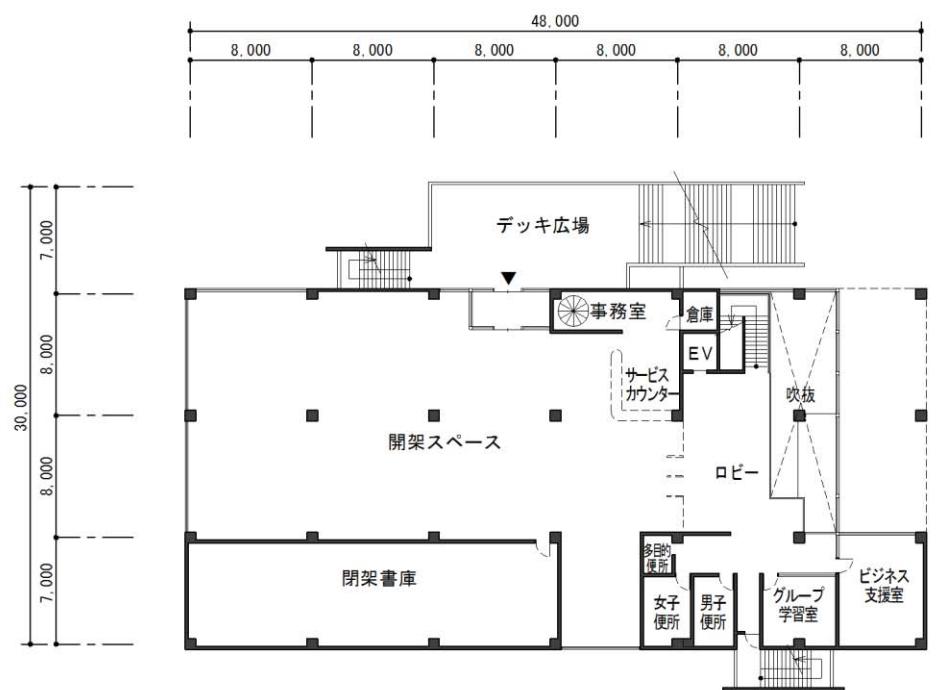
施設に設置される電気設備や機械設備は、利用者の要求の多様化や省エネルギーに配慮し、新技術や新機材の調査・検討を行い、設計段階で具体的な計画を行うものとする。ここでは基本的な項目を述べる。

① 電気設備

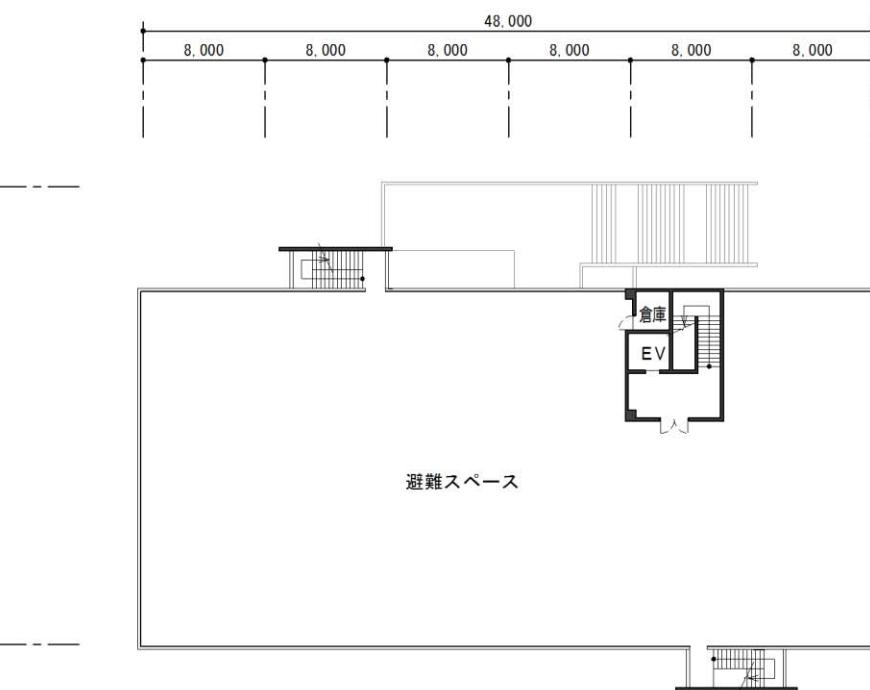
- ・幹線設備、動力設備、電灯設備、受変電設備、電話設備、拡声設備、自動火災報知設備

② 機械設備

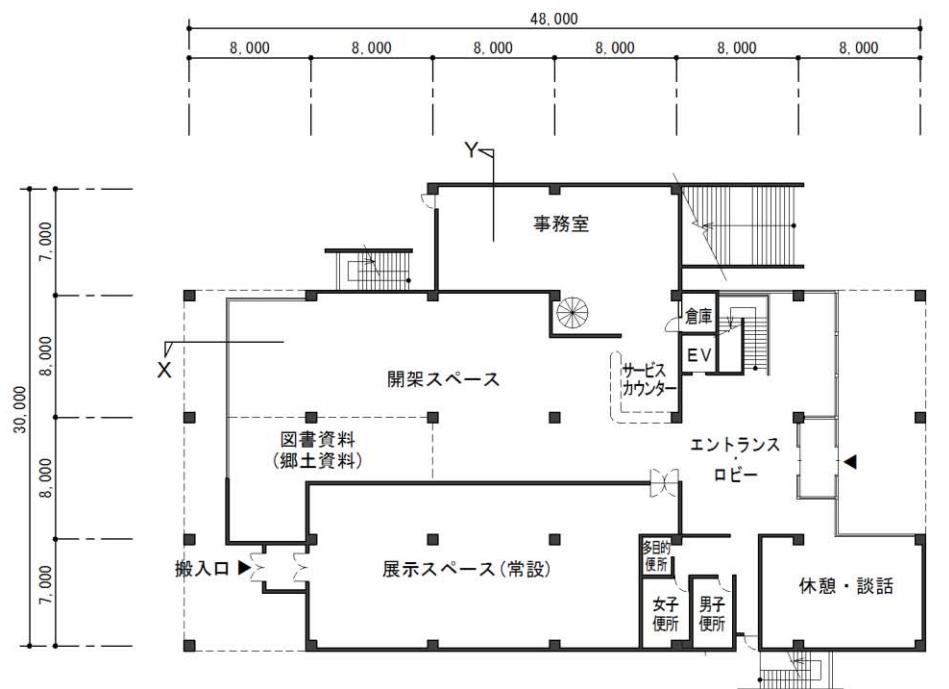
- ・空調換気設備、衛生設備、給排水設備、消防設備、昇降設備、雨水利用システム屋外水栓



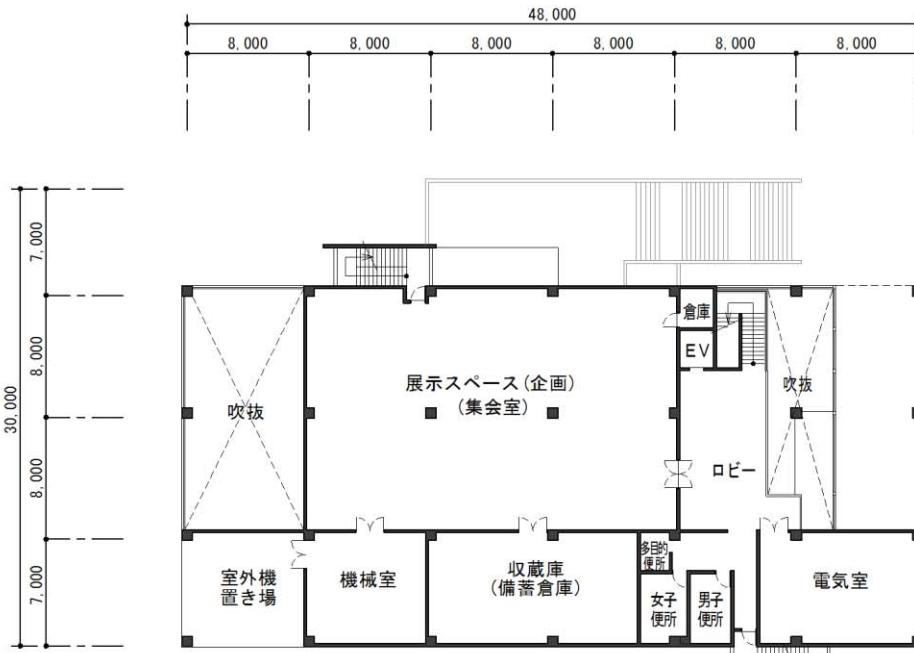
2階平面図 S=1:500



R階平面図 S=1:500



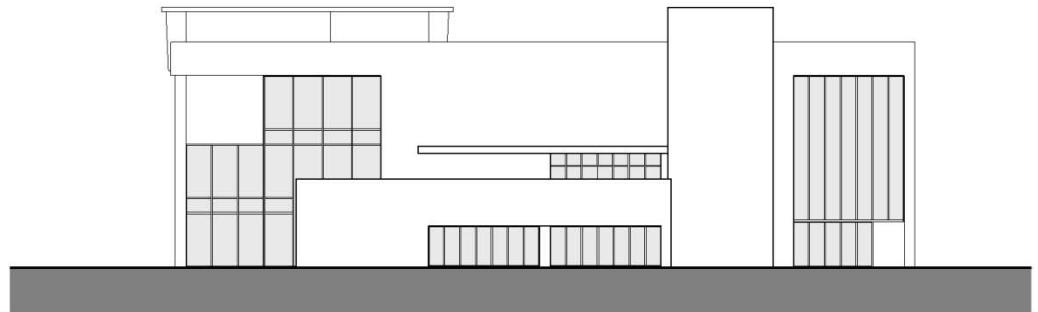
1階平面図 S=1:500



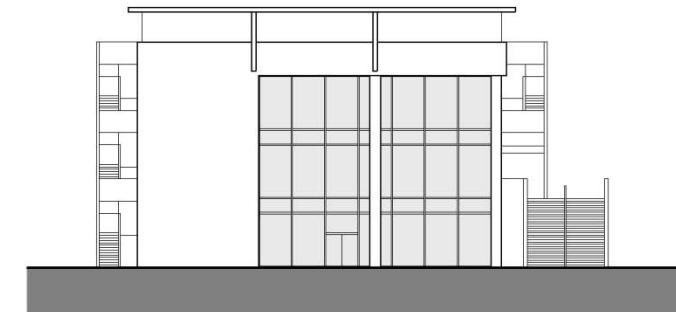
3階平面図 S=1:500

R階 : 40m²
3階 : 689m²
2階 : 980m²
1階 : 1,045m²

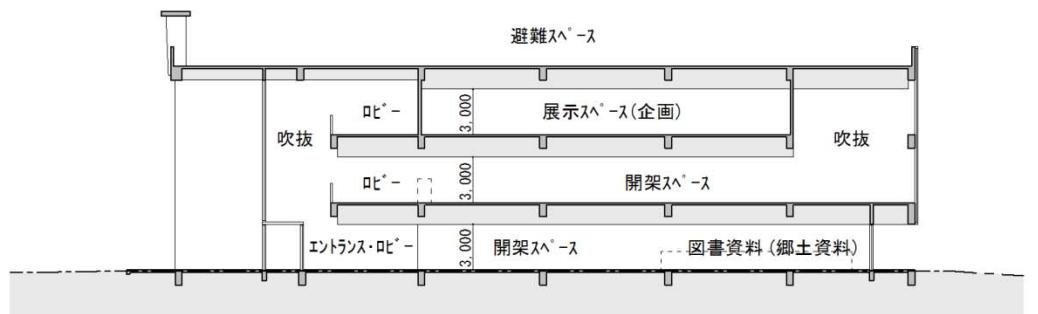
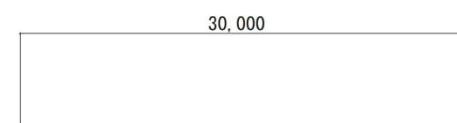
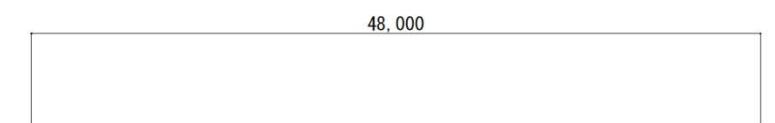
延床面積 計 : 2,754m²



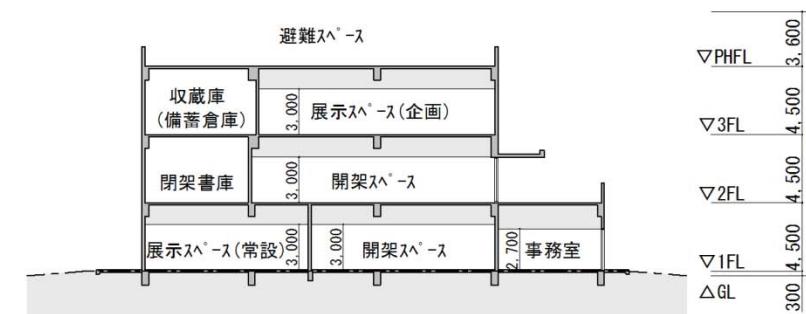
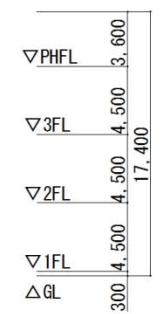
北側立面図 S=1:500



東側立面図 S=1:500



X断面図 S=1:500



Y断面図 S=1:500

第6章 管理運営計画

1. 管理運営計画の基本的な考え方

(1) 村の直営あるいは指定管理者制度の検討

本施設は、歴史資料館と図書館等との複合施設であることから、施設全体を村の直営とするか、あるいは指定管理者制度を導入し、一部施設を村営、残りを指定管理者が行うか、といった方法を今後検討していく必要がある。

(2) 各施設の根拠法令

本施設に導入する歴史資料館、図書館、防災施設等は根拠となる法制度や所管部署等が異なることから施設の位置づけや管理運営に関する法的規定、国、県の関係部署等との確認・調整を事前に図る必要がある。

各施設と関係機関の位置づけ

項目	歴史資料館	図書館(公共図書館)	防災施設
根拠法制度	博物館法	図書館法	地域防災関係法令
国の担当機関	文部科学省生涯学習政策局	同左	国土交通省
県の担当部局	県教育委員会	同左	県
村の担当部局	教育委員会生涯学習課	同左	総務課
管理者	地方自治体 指定管理者(地方自治法)	同左	同左

(3) 図書および歴史資料等の購入・製作

1) 蔵書数の目標と年次的確保(目標)

図書館の蔵書数目標は、前述の「図書館基本計画」でみたように、全国的な「図書館の設置・運上の望ましい基準」や本村の第四次総合計画・基本構想の将来人口(目標)および「建築基本計画」との関連から約120,000冊と設定した。

ただし、これは今後10年後(平成33年)の目標値であり、必ずしも当初から12万冊を確保しなければならないというわけではない。

本施設の事業期間において、購入や村民からの寄贈等にて、図書の収集を行うことが必要となるが、事業予算との関係もあることから、開館時までの図書の確保は3万冊と設定する。さらにその後年次的に5千冊ずつの蔵書を確保することを当面の目安とし、今後順次見直しを図るものとする。

段階的蔵書数の確保(目標)

年度	図書確保数	累積	備考
H25~28 年度目標	30,000 冊	—	開館までに確保
H29 年度目標	5,000 冊	35,000 冊	
H30 年度目標	5,000 冊	40,000 冊	
H31 年度目標	5,000 冊	45,000 冊	
H32 年度目標	5,000 冊	50,000 冊	
平成33年度目標値	約 120,000 冊(開架 60,000 冊)		本施設の収容可能冊数

注:上記は図書の目標値であり、CDやDVD等のAV資料は含めていない。

2) 図書および歴史資料等の寄贈受け取り

図書および歴史資料等の収集・確保に当たっては、本施設の建設段階と併行して村公報紙やポスター等により広く村民に寄贈をよびかけ、その受け取りを継続的に実施する必要がある。

ただしその場合においても、一定のルール（基準）を設け、できるだけ貴重な図書・資料等の選別・確保に努める必要がある。

3) 歴史資料館の展示品の製作・購入等

歴史資料館の展示品についても施設建設と併行し特別班（またはプロジェクトチーム等）を設立し、製作・購入等について調査・検討し計画的に実施する必要がある。

4) 電子データ（アニメーション、動画、劇画、紙芝居）等の作成

図書館の建築・設備計画および歴史資料館の展示計画等を踏まえ、上記の特別班（またはプロジェクトチーム等）と連携して電子データ作成の専門家をまじえ、アニメーション、動画、劇画、紙芝居等の作成を進める必要がある。

2. 管理運営計画

(1) 入館者（利用者）数の予測

『沖縄県図書館要覧』（平成23年版）より県内中南部地区・類似市町村の公立図書館の職員数および来館者数等をみたのが下表である。これによれば、8施設の年間利用者数（来館者数）は合計664,020人となり、平均1施設（664,020人／8施設＝）83,000人／施設となっている。

県内中南部地区・類似市町村の公立図書館職員数・来館者数等(抄) 単位:人

施設名	人口 (H22)	職員数				来館者数 (H23)	備考
		専任	兼任・ 非常勤	その 他	合計		
嘉手納町立図書館	13,827	1	3	2	6	21,872	
北中城村あやかりの杜図書館	15,951			7	7	238,696	
読谷村立図書館	38,200	1	4	2	7	33,040	
北谷町立図書館	27,264	5	4	2	11	131,608	
西原町立図書館	34,668	3	7	3	13	170,981	
与那原町立図書館	16,318	2	1	3	6	61,880	
南城市知念図書館	5,396			3	3	5,274	
渡名喜村立図書館	458			1	1	669	
合 計	152,082	12	22	20	54	664,020	

資料:『沖縄県立図書館要覧』平成22年、平成23年版「県内公共図書館一覧」から作成。

* 人口は平成22年国勢調査、職員数、来館者数は平成23年データを採用した。

* 職員数の「その他」は、臨時、委託・派遣職員等の計である。

なお、これは図書館における利用者数の推計であり、歴史資料館の観覧者を含めると若干増加すると考えられるが、ここでは図書館を訪れる村民および青少年の一部(約10%)が歴史資料館も同時に観覧するものと想定し加算する。

以上から本村の現況人口および将来目標人口から本施設の利用者（入館者）数は以下に示すとおり推計される。

本施設の利用者（入館者）数予測

単位：人

	現況 (H24年)	H28年 目標	H33年 目標	備考
人口予測	17,680	19,200	22,000	
図書館利用者数	67,184	72,960	83,000	
歴史資料館利用者数	6,718	7,296	8,300	
合計	73,902	80,256	91,300	

* 第4次総合計画・基本構想の平成33年目標人口22,000人で、図書館の利用者数を83,000人と想定すれば、村人口1人当たり3.8回訪れることになる。これを現況人口および平成28年目標人口に乗じて図書館の利用者数を求めた。また、この図書館利用者数の約10%が歴史資料館にも訪れるものと想定し、これに加算した。

(2) 管理運営職員数および構成の検討

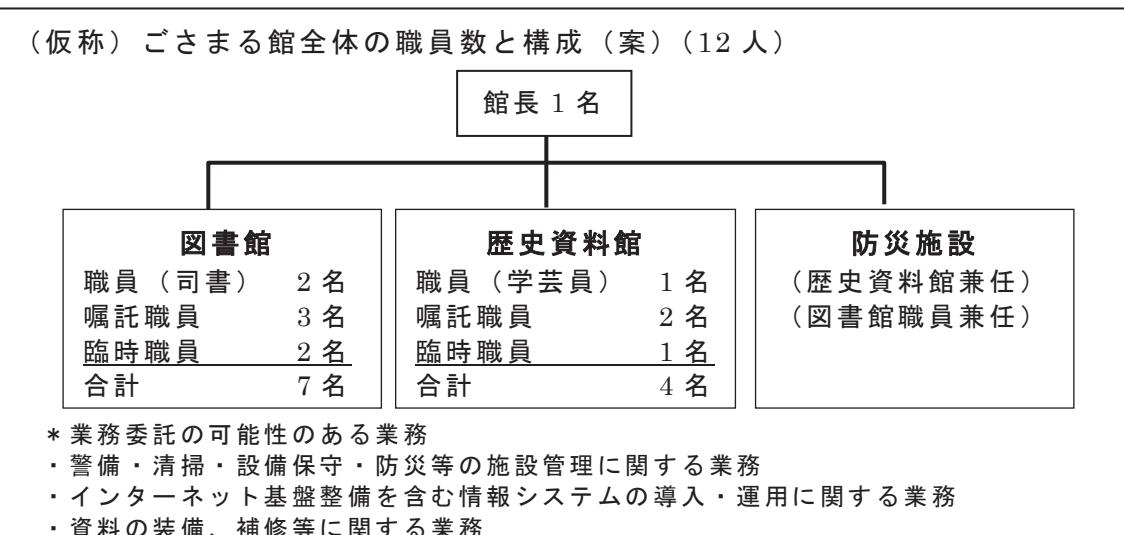
前掲の表「県内中南部地区・類似市町村の公立図書館の職員数および来館者数等(抄)」から公共図書館の職員数をみてみると、8施設の合計は54人、平均1施設当たり(54人/8施設=6.8人)約7人/施設と想定される。

また、前述の「歴史資料館利用運営計画」でみた表「県内博物館等類似施設の概要(抄)」から博物館等類似施設の職員数をみてみると24施設合計は84人、平均1施設当たり(82人/24施設=3.4人)約4人となる。

以上を合計すると、図書館職員7人+歴史博物館職員4人+館長1人=12人となる。

一方、本施設の場合は防災施設も含まれているが、その職員は通常時は村行政における防災対策担当課(総務課)が対応するものと考え、災害時には本施設の職員全員が総出で対応するものと想定する。なお、本施設の規模や性格から、本施設全体の管理責任者(館長)は3施設を統括して代表する1名とする。

以上から、(仮称)ごさまる館全体の職員数と構成は下図の通りを提案する。



(3) 総合的な管理運営体制の確立

1) 総合案内・受付カウンターの設置・運営

本施設の管理運営体制においては、村民が気軽に利用でき、かつ高齢者や子ども達にもわかりやすく、親しみやすい施設とするため、入館者数が最も多いと考えられる図書館に総合案内・受付カウンターを設置し、村民の利用を促進することが望ましい。

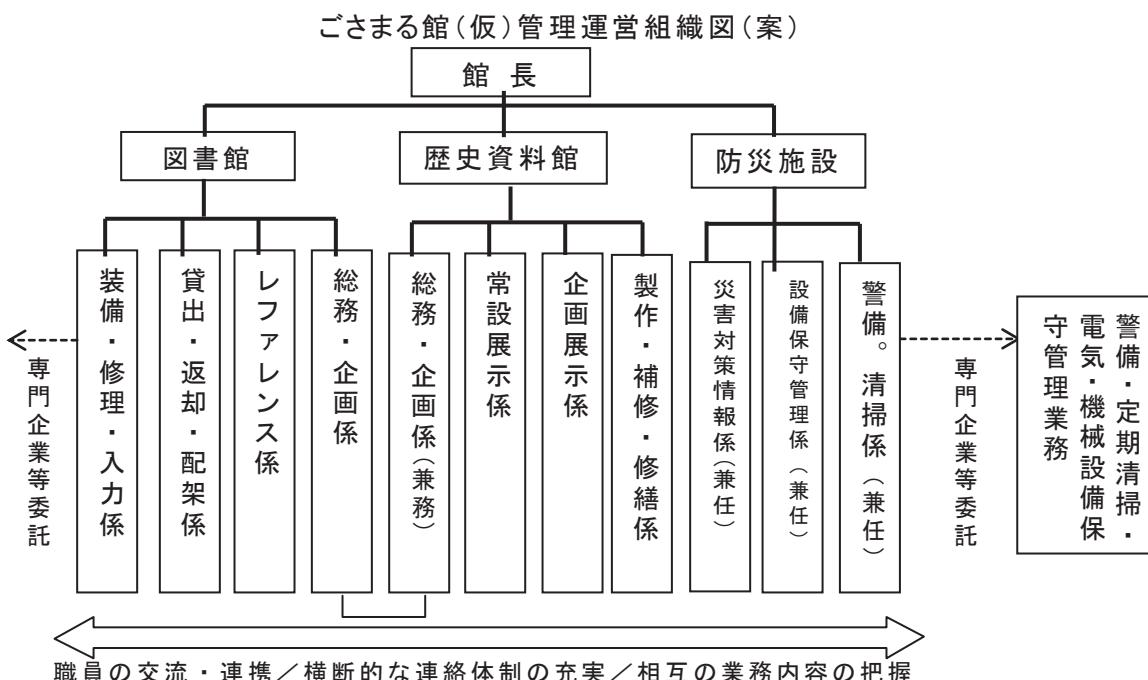
2) 総合的な職員配置

歴史資料館や図書館は、土日や祝日なども開館しており、夜間まで開館することも想定される。そのため上記の総合案内・受付担当の職員は、図書館職員の全員がシフト制に勤務体制が確立できるようにすることが望ましい。また、利用者側の視点にたち、案内サービスの内容は互いに関連することが多いため、問い合わせや施設内容について全職員が施設全体のことを把握し、的確に対応していくことが望まれる。

各施設は法制度や所管部署が異なることから、縦割り業務になってしまふことも懸念される。そのため、こうしたことがないよう職員は横断的な連絡体制を充実させるとともに、PDCAサイクル＊の考え方を取り入れ、職員同士の研修や発表会などにより案内サービスの内容を向上させていくことが望まれる。

3) 管理運営体制組織図（案）

本施設の管理運営体制組織は当面以下のとおりと想定する。



(4) ボランティア団体等の設立・連携

本村には現在図書館、博物館等がないため、その支援活動を担うボランティア団体は結成されていない。しかし、村内小中学校には、くれよんの会（中城小）、てぶくろの会（津霸小）、くわでいーさーの会（中城中）等のボランティア組織が活動しており、また、青年会、婦人会、老人クラブ等のコミュニティ団体は存在し活発に活動している。

そこで、本施設の建設段階と併行して、これらの地域活動団体等に呼びかけ、「図書館友の会（仮）」や「歴史資料館友の会（仮）」、または「ごさまる館友の会（仮）」のようなボランティア団体の設立を促進し、本施設が完成した後はこうした団体等と連携して本施設の管理運営を円滑に推進していくことがきわめて重要な課題であると考えられる。そのため、施設建設と併行して特定非営利活動法人N P O等の創設を進めることが考えられる。



県立博物館友の会野外研修活動（県立博物館HPより）



首里城公園友の会の文化財めぐり（伊是名玉御殿前）



県立博物館友の会報（県立博物館HPより）

(5) 県内類似施設との連携の推進

本施設の整備後は、県内の公立図書館、博物館・歴史民俗資料館等との連携を図り、例えば県立博物館・美術館の移動展示会などを本施設で開催することなども充分考えられる。そこで、こうしたことも充分視野に入れ、本施設の活性化を図ることを当初から計画していくことが望まれる。



県立博物館・美術館におけるボランティア活動（紅型体験教室に参加する子どもたち）



県立博物館・美術館野外展示場におけるボランティア活動（民具体験教室）

(6) 事業収支計画

1) 収入

本施設のうち図書館部門においては、「図書館法」に基づく施設として無償によるサービスの提供を行う必要がある。その他の歴史資料部門や共用スペースにおいては、以下のとおり収入について検討を行った。

①入館料（歴史資料館）

歴史資料館入館料については、村内の関連施設（中城城跡）より、大人 200 円、小人（小中学生）100 円と設定する。

中城城跡における入館者の比率は大人 85.6%、小人 14.4% であり、本施設の場合は中城城跡よりも学校関係（小人の利用）の利用が多いと想定されることから、P61・利用者予測の平成 28 年度利用者数 7,296 人のうち、大人 5,107 人（70%）、小人 2,189 人（30%）が入館したものと設定する。

* 中城城跡入場者実績：平成 24 年 4 月～平成 25 年 1 月実績

入館料（歴史資料館常設展示室） 1,240,300 円

②使用料

使用料は企画展示室の村民への貸室（展示会・講演会等）が想定される。吉の浦公園の施設使用料を参考に、1 日あたりの使用料を 4,000 円とし、毎月 7 日程度の貸出利用があるものと設定する。

企画展示室使用料（貸室） 336,000 円

③賃借料

共用スペースである休憩・談話室にテナントを誘致するものと考える。村内の類似事例の実績より、月額 40,000 円とした。

賃借料 480,000 円

2) 支出

支出内訳を以下に整理する。

①人件費

施設職員は p61 のとおり、正職員 3 名、嘱託職員 5 名、臨時職員 3 名とし、館長は嘱託職員として位置付ける。その他、村内での図書館協議会の設置が想定され、その委員報酬も含まれる。

また歴史資料館・図書館の共通事業として、講演会や文化講座の開催が想定されるため、その講師への報奨金を設定した。算定にあたっては、「平成 24 年度賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」や類似施設の実績値を基に設定した。

人件費（職員人件費 + 福利厚生費 + 報酬 + 報奨金） 26,178,930 円

②委託費

委託費については、図書館のサーバーやソフトの保守管理、清掃委託、施設管理委託、建物（設備・建築）の定期検査に関する項目とし、類似事例の実績値を参考に m^2 単価を算出し、計画建物の床面積に乗じて想定している。

年間委託費合計 8,053,117 円

③運営諸経費

運営諸経費は、企画展開催事業、消耗品費、定期刊行物（雑誌）及び新聞の購読料、館報の印刷費、通信運搬費、維持修繕費、県内の博物館・図書館協会等の負担金がある。これらは類似施設の実績値を参考に設定した。

なお、企画展については、展示内容の規模・回数・日程等で、実際に運営する際に算定する必要がある。

運営諸経費 7,781,145 円

④施設維持管理費

施設維持管理費については、主に電気量及び水道料がかかるほか、ガス、燃料（自動車燃料）について、類似施設の実績値を参考に m^2 単価を設定し、計画建物の床面積に乗じて想定した。

施設維持管理費 6,140,000 円

⑤使用料

使用料は各種リース費用（複写機、車両、音響設備）、清掃関連備品、テレビ受信料などとし、類似施設の実績値を参考にして設定した。

また、システム及びサーバー賃借料については類似施設の実績値を参考に m^2 単価を設定し、計画建物の床面積に乗じて想定した。

使用料 10,306,777 円

⑥備品購入費

備品購入については、図書館の図書・CD・DVD 等がある。類似事例を参考に、図書 1,500 円、CD2,000 円、DVD10,000 円と単価設定し、年次購入数を想定した。

備品購入費 8,900,000 円

■ 収入

	項目	詳細	金額(円)	備考	費用構成
1	入館料	常設展示室入館料	1,240,300	入館料大人200円、小人100円とし、H28利用者予測7,296人(大人5,107人、小人2,189人)が入館すると設定	60.3%
2	使用料	企画展示室使用料	336,000	使用料金4,000円/日とし、月7日間(年間84日)を一般貸出すると設定	16.3%
3	賃借料	テナント賃借料	480,000	村内類似施設の実績より、月4万と設定	23.3%
	収入合計		2,056,300		100.0%

■ 支出

	項目	詳細	金額(円)	備考	費用構成
1	人件費		26,178,930		100.0%
正職員賃金	月給	9,000,000	職員3名。平成24年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)を参考(250,000円×12月×3名)	34.4%	38.9%
	賞与	1,168,200	職員3名。平成24年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)を参考(389,400円×3名)	4.5%	
	非常勤職員	館長	1,440,000	1名。類似施設の実績値を参考に算出(120,000円×12月×1名)	
		嘱託職員	9,402,000	嘱託員5名。類似施設の実績値を参考に算出(156,700円×12月×5名)	
	臨時職員	臨時職員賃金	1,568,000	臨時職員3名。類似施設の実績値を参考に算出(自給800円×8時間/日×245日)	
	福利厚生費		3,386,730	人件費の15%	
	報酬	図書館協議会委員	74,000	類似施設の実績値を参考とした(委員7人)	
	報奨金	講演会謝礼	40,000	県内著名人1名×2回。類似施設の実績値を参考に算出(10,000×2時間×2名)	
		文化講座	50,000	県内大学教員教授1名。類似施設の実績値を参考に算出(5,000×2h×5回)	
		ボランティア協力謝礼金	50,000	類似施設の実績値を参考とした	
2	委託費		8,053,117		100.0%
図書館システム等委託料		3,850,635	類似施設の実績値を参考に㎡単価を算出し、計画建物床面積にかけた	47.8%	12.0%
	清掃委託費	1,538,371	類似施設の実績値を参考に㎡単価を算出し、計画建物床面積にかけた	19.1%	
	施設管理委託料	2,158,170	類似施設の実績値を参考に㎡単価を算出し、計画建物床面積にかけた	26.8%	
	建物定期検査報告委託料	505,942	類似施設の実績値を参考に㎡単価を算出し、計画建物床面積にかけた	6.3%	
3	運営諸経費		7,781,145		100.0%
企画展開催事業		4,000,000	類似施設の実績値を参考とした。	51.4%	11.6%
	消耗品費	事務用品等	533,000	類似施設の実績値を参考とした	
		ICタグ、ブッカー、装備・修理関係消耗品	514,000	類似施設の実績値を参考とした	
	定期刊行物購読料	図書館雑誌購読料	1,000,000	類似施設の実績値を参考とした	

項目	詳細	金額(円)	備考	費用構成
新聞購読料	県内2紙含む16紙	521,000	類似施設の実績値を参考とした	6.7% 2.5% 6.4% 5.9% 0.8%
印刷製本費	図書館報	196,000	類似施設の実績値を参考とした	
通信運搬費		500,000	類似施設の実績値を参考とした	
維持修繕費		457,145	類似施設の実績値を参考に㎡単価を算出し、計画建物床面積にかけた	
博物館・図書館協会等負担金		60,000	類似施設の実績値を参考とした	
4 施設維持管理費		6,140,000		100.0%
光熱水費		6,100,000	類似施設の実績値を参考に㎡単価を算出し、計画建物床面積にかけた	99.3%
燃料		40,000	類似施設の実績値を参考とした(自動車燃料)	0.7%
保険料			村全体で一括管理しており、計上せず	
5 使用料		10,306,777		100.0%
複写機リース		351,000	類似施設の実績値を参考とした	3.4%
清掃関係備品		48,000	類似施設の実績値を参考とした	0.5%
ケーブルテレビ、NHK受信料		24,000	類似施設の実績値を参考とした	0.2%
車両リース		374,000	類似施設の実績値を参考とした	3.6%
音響設備賃借料	AVコーナー	610,000	類似施設の実績値を参考とした	5.9%
システム及びサーバー賃借料		8,899,777	類似施設の実績値を参考に㎡単価を算出し、計画建物床面積にかけた	86.3%
6 備品購入費		8,900,000		100.0%
図書購入費	図書	7,500,000	類似施設を参考に単価を算出(1500円×5,000冊)	84.3%
	CD	400,000	類似施設を参考に単価を算出(2,000円×200点)	4.5%
	DVD	1,000,000	類似施設を参考に単価を算出(10,000円×100点)	11.2%
支出合計		67,359,970		100%

■ 収支

差異	▲ 65,303,670
----	--------------

3. 整備スケジュール・概算事業費

(1) 事業スケジュール

本施設の事業スケジュールの概略は以下に示すとおりである。

(仮称) ごさまる館建設・運営スケジュール

	平 24 年度	平 25 年度	平 26 年度	平 27 年度	備考
用地関係	用地確保 →				
施設建設計画	基本構想・計画 →	基本・実施設計 →	建築工事 →		
		展示設計 →	設備工事 →	備品等整備 →	
管理運営計画			管理運営体制の整備 →		
			図書・資料の収集 →		
			協力ボランティア団体等の設立 →		

(2) 概算事業費

項目	金額	小計	合計
工事費	建物工事	835,000,000	1,048,000,000
	展示工事	56,000,000	
	外構工事	42,000,000	
	造成工事	5,000,000	
	書架・備品購入	110,000,000	
用地取得調査費	用地取得費	103,812,000	107,542,000
	測量調査	930,000	
	土質調査	2,800,000	
設計監理費	基本設計	17,000,000	116,250,000
	建築実施設計	46,000,000	
	外構実施設計	2,650,000	
	展示基本・実施設計	14,000,000	
	建築工事監理	27,000,000	
	外構工事監理	1,600,000	
	展示工事監理	8,000,000	

※敷地面積 4,762 m²、建物床面積 2,754 m²とする。

※書籍購入費は含まれていません。

※消費税は平成 24 年度現在で 5%とする。

4. 今後の課題

(1) 歴史資料館関連

- ・歴史資料館運営に関するプロジェクトチームの設置
- ・展示資料の収集・制作・購入
- ・展示資料（パネル、電子機器等）の製作
- ・将来的な収蔵庫の増設の検討

(2) 図書館関連

- ・図書館運営に関するプロジェクトチームの設置
- ・図書の選書・購入計画の作成
- ・排架計画の策定
- ・備品購入の検討
- ・図書館蔵書システムの構築

(3) 施設共通

- ・関係規則・基準等の策定
- ・住民からの資料・図書の寄贈の呼びかけ、受け入れ
- ・電子データ等の作成
- ・資料（展示・資料）の目録（データベース化）
- ・村史関係資料のデジタルデータ化、検索システムづくり

(4) 運営体制の確立

- ・（仮称）ごさまる館建設準備チームの発足
- ・学芸員及び司書等の専門職員の育成・確保

(5) 防災施設における課題

- ・村の防災計画及び避難マニュアル等への位置付け
- ・村内防災情報ネットワークとの連携
- ・災害対策備蓄品等の確保

■参考資料

1. 博物館・図書館関連法令及び基準等の概要

①社会教育法（昭和24年法律第207号）

教育基本法の精神を受けて1949年に制定された。「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」と性格づけ、図書館及び博物館については別に法律をもって定めるとした（第9条）。それが図書館法（1950年）であり、博物館法（1951年）である。したがって図書館法は社会教育法の下位法ということになり、この三つの法律がしばしば「社会教育三法」とよばれる。（『図書館概論 四訂版』）

②博物館法（昭和26年法律第285号）

1951年12月1日に公布。「社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的」（第1条）とする。

内容は、博物館の定義、博物館の事業、職員、学芸員の資格、望ましい基準、登録、公立博物館に関すること、私立博物館に関すること等が定められている。

博物館法における博物館とは、地方公共団体、一般社団法人・一般財団法人、宗教法人等が設置するもので、都道府県教育委員会による登録を受けたものを指す。

平成20年に博物館法が改正され、博物館が行う事業に学習の成果を活かして行う教育活動の機会を提供する事業の追加、社会教育施設における学芸員資格の実務経験として評価できるようになった。（参考：『博物館 これからの博物館』文部科学省）

【関連法令】

- ・博物館法施行令
- ・博物館法施行規則（平成21年）

③図書館法（昭和25年法第118号）

1950年4月30日に公布。「社会教育法の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的」（第1条）とするもの。

特徴としては、ア.「図書館奉仕」の理念を掲げ、図書館の行う活動を具体的に例挙。イ.義務設置制を採らず、住民自治、地方自治の原理に立脚して公立図書館を構想。ウ.無料公開の原則を確立。エ.専門的職員として司書・司書補の資格と養成教育について規定（専門職員の必置は未規定）。オ.公立図書館の設置・運営に関する望ましい基準を定めて公示し、国からの補助金を受けるための要件として最低基準を定めることとした（1999年の法改正で最低基準にかかる条文が除かれた。関連で第13条の館長の司書資格についての規定も削除）。カ.公立図書館相互、および他館種との図書館間協力について規定。キ.国および自治体の刊行物について収集の便を規定。（参考：『図書館概論 四訂版』）

【関連法令】

- ・図書館法施行令
- ・図書館法施行規則（平成21年）

※学校図書館法、国立国会図書館法は別にある。

④公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準について

博物館法において、文部科学大臣は博物館の健全な発達を図るために、「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を定めることとされている。本基準については、同法の成立以来、長期にわたり規定されていない状態が続いたが、昭和48年11月30日に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が告示された。その後、平成10年に一部改正、さらに平成15年には、全部改正が行われた。平成20年の博物館法改正をふまえ、平成22年3月に、新たな基準の見直しが図られた。

＜基準改正のポイント＞

- ・私立博物館を対象として追加
- ・運営状況に関する評価の実施や結果の情報提供
- ・利用者等が学習成果を生かすことができる活動機会の提供
- ・基本的な利用方針や年度ごとの事業計画の策定・公表
- ・職員の専門的能力の育成、運営体制の整備
- ・設置者と管理者が異なる場合、緊密な連携により基準にもとづいた運営を実施
- ・博物館の休止等の場合の所蔵資料の他への譲渡等
- ・専門的・技術的な調査研究の実施やその成果の公表・活用
- ・利用者に応じたサービスの実施や施設・設備の整備
- ・危機管理への対応

(参考：『博物館　これからの博物館』文部科学省)

⑤公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について

図書館法第18条に基づき、文部科学大臣が「図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示す」もの。「望ましい基準」は図書館法に当初から規定されながら、長年にわたって公示に至らなかった。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月18日文部科学省告示第132号）が法成立後半世紀を経て告示された。公立図書館の設置者がこの基準に基づき、図書館法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならないとする努力目標の設定であって、強制力のあるものではない。「総則」「市町村立図書館」「都道府県立図書館」の3章に分かれ、住民のために資料や情報の提供等の直接的な援助を行う市町村立図書館の運営の基本、市町村立図書館に対する援助・連絡調整を務める都道府県立図書館の役割、図書館間のネットワークの重要性、などについて明文化されている。

公立図書館は自ら図書館サービスの計画的実施および自己評価を行うべきであるとして、具体的な数値基準はあげられていない。具体的な「数値目標」を設定する際の参考として、『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）』（生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会2000年）の「参考資料」中に、全国の公立図書館のうち人口1人当たりの資料貸出点数の多い上位10%の図書館の平均数値たる実績値が例示されている。

平成24年12月に、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化、指定管理者制度の導入等、図書館の運営環境の変化等を受けて改正が行われた（平成24年文部科学省告示第172号）。

（『図書館概論 四訂版』p.85, 99~105 『図書館ハンドブック 第6版』p.476~479）

⑥「子どもの読書活動の推進に関する法律」（法律第154号）

2001年12月公布。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。おおむね18歳以下の者を子どもとしている。すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない、とされている。都道府県・市町村が「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないこと、子ども読書の日を4月23日とすることなどが記されている。

⑦「文字・活字文化振興法」（法律第91号）

2005年7月公布。我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。文字・活字文化の日を10月27日とした。

2. 防災施設関連

ここでは、平成23年12月14日に制定された津波防災地域づくりに関する法律（津波防災地域づくり法）とその関係する政省令や津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（津波防災地域づくり基本指針）のみをリスト化する。

- ・津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）
- ・津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第124号）
- ・津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成23年政令第426号）
- ・津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
- ・津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成23年国土交通省令第99号）
- ・指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成23年12月26日内閣府・国土交通省令第8号）
- ・津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年12月27日国土交通省告示第1318号）

護佐丸歴史資料図書館建設基本計画報告書

発 行：中城村教育委員会

受 託 者：株式会社 国建

発行年月日：平成 25 年 3 月